

令和4年度子どもの生活実態調査（中野区分）の実施結果について

東京都立大学が実施した「令和4年度子どもの生活実態調査」（以下「調査」という。）について、以下のとおり、中野区分の実施結果を報告する。

1 調査の概要

（1）実施主体

東京都立大学子ども・若者貧困研究センター（協力：中野区）

（2）調査期間

令和5年1月23日～2月13日

（3）対象者

高校2年生年齢の子どもとその保護者

（4）調査方法、調査件数及び有効回答数

調査票の郵送による送付、郵送およびウェブによる回収

| | 調査件数 | 有効回答数(回答率) |
|---------|--------|---------------|
| 子どもの保護者 | 1,664件 | 547件(32.9%) |
| 子ども | 1,664件 | 512件(30.8%) |
| 合計 | 3,328件 | 1,059件(31.8%) |

2 調査結果

本調査では、「生活困難度」は、子どもの生活における生活困難を、[(ア)低所得、(イ)家計の逼迫、(ウ)子どもの体験や所有物の欠如]の三つの要素から捉えている。三つの要素のうち、二つ以上該当する世帯を「困窮層」、一つのみ該当する世帯を「周辺層」、どれにも該当しない世帯を「一般層」と分類する。また、「生活困難層」は、「困窮層」と「周辺層」を合わせた層とする。

（1）結果の概要

○世帯タイプは、ふたり親(二世代)が79.9%、ふたり親(三世代)が6.3%、ひとり親(二世代)が9.2%、ひとり親(三世代)が2.5%、その他世帯が1.0%、

無回答が 1.2%であった。ふたり親(二世帯)世帯の割合は、一般層、周辺層、困窮層の順に多く、ひとり親世帯(二世帯、三世帯)はその逆であった。

- 回答者の 91.4%が高等学校(全日制)、5.3%が高等学校(通信制)、0.8%が高等学校(定時制)、1.6%がその他の学校に就学していた。困窮層では、高等学校(通信制)が 13.0%、周辺層では 7.4%、一般層では 5.3%であった。
- 主観的な暮らし向きについては、「ゆとりがある(大変ゆとりがある・ややゆとりがある)」と回答した割合は 17.0%である。「普通」という回答が最も高く 46.4%であった。「苦しい(やや苦しい・大変苦しい)」と答えた割合は 35.9%である。苦しいと答えた割合は困窮層で最も高く有意な差がみられた。

(2) 生活困難と新型コロナウイルス感染症の影響

- 中野区の 16-17 歳における生活困難層は、困窮層 5.9%、周辺層 14.4%の計 20.3%であった。
- 生活困難層は、ひとり親世帯では 29.5%、ふたり親世帯では 17.5%であった。ひとり親世帯は、ふたり親世帯に比べ、低所得と子どもの体験・所有物の欠如を経験している割合が高い。
- ひとり親世帯や、生活困難層の子どもは、特に「1年に1回程度の家族旅行」「学習塾」「習い事」などの比較的に必要費用が高い項目に加え、「お小遣い」「お年玉」といった自分で自由に使えるお金や、体験の欠如が挙げられる。
- 新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)拡大前後の比較では、夫婦合算所得が新型コロナ拡大前に比べ減少したのがふたり親世帯では 24.7%、母子世帯では 24.4%、父子世帯では 10.6%であった。

(3) 子どもの学びと生活

- 主観的な授業の理解度について、困窮層・周辺層、一般層ともに 70%以上が「いつもわかる」「だいたいわかる」と回答しており、有意な差はみられなかった。
- 進学希望は、困窮層・周辺層、一般層ともに 80%以上が「四年制大学」への進学を希望していた。進学期待も「大学以上」の回答傾向が最も高い。ただし、一般層の親は 90.0%が大学以上の進学期待を寄せているのに対し、困窮層・周辺層では 74.2%に留まっている。
- 居場所の利用については、最も「使ってみたい」と答えた割合が多いのは困窮層・周辺層、一般層ともに「家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所」であり、困窮層・周辺層では 49.4%が「使ってみたい」と答えている。次に多かったのは、困窮層・周辺層では「家以外で休日にいることができる場所」、一般層では「家以外に平日の放課後に夜までいられる場所」であった。
- 「高等学校等就学支援金」「高校生等奨学給付金」については、どの制度も困窮層・周辺層のほうが利用した経験の割合が高い。また、利用したいと思ったことが無いという回答も一般層では高い。

(4) 住宅と暮らしに関する分析

- 中野区における住居形態の割合は、持ち家が 74.7%、民間の賃貸住宅が 16.1%、都営または市営(区営)の賃貸住宅が 2.5%、都市再生機構(UR)公社などの賃貸住宅が 0.5%、給与住宅(社宅・公務員住宅)が 3.8%、間借り・その他が 2.4%である。
- 住居形態ごとの生活困難度の関係は、一般層の 80.0%、困窮層・周辺層では 53.8%が持ち家に住んでおり、その差は統計的に有意である。
- 家賃負担率は、75.9%が低家賃負担(家賃負担率 20%未満)、24.2%が高家賃負担(家賃負担率 20%以上)であった。
- 家賃負担率は、賃貸住宅に居住している世帯で高い。また、生活困難度別にみると困窮層・周辺層のおよそ 5 割が高家賃負担であった。世帯類型別にみても、ひとり親世帯は、およそ 4 割が高家賃負担であった。いずれも有意な差が確認された。
- 家賃負担の家計への影響は、家計の赤字、衣類が買えなかった経験、食料が買えなかった経験、経済的に通塾できない経験のいずれにおいても高家賃負担の方が経験している割合が高い。住居形態別にみると賃貸住宅のほうが経験している割合が高い。

※ 詳細については、別冊「令和4年度子どもの生活実態調査(中野区分)詳細分析報告書」参照。

3 今後の予定

調査結果を踏まえ、子どもの貧困対策関連事業のほか、高校生年代への支援について、施策の拡充を検討していく。

令和4年度子どもの生活実態調査（中野区分）

詳細分析

報告書

令和5年8月

東京都立大学 子ども・若者貧困研究センター



TOKYO METROPOLITAN UNIVERSITY
東京都立大学

目 次

| | |
|------------------------------------|----|
| 第1章 結果の概要..... | 5 |
| 1. 調査の概要..... | 5 |
| (1) 調査の目的..... | 5 |
| (2) 調査対象者・抽出方法..... | 5 |
| (3) 調査方法..... | 6 |
| (4) 調査期間..... | 6 |
| (5) 有効回答数（有効回答率）..... | 6 |
| (6) 用語の定義..... | 7 |
| 2. 結果の概要..... | 8 |
| 第2章 生活困難とコロナ禍の影響..... | 23 |
| 1. はじめに..... | 23 |
| (1) 中野区の生活困難層..... | 23 |
| (2) 世帯タイプ別の生活困難度..... | 25 |
| 2. コロナ禍の影響..... | 28 |
| (1) 父母の就労に対する新型コロナウイルス感染拡大の影響..... | 28 |
| (2) 現在の収入：コロナ前との比較..... | 29 |
| (3) コロナ禍前後の収入減と具体的な生活困難..... | 31 |
| (4) コロナ前後の収入減と子どもの状況..... | 33 |
| (5) 考察..... | 35 |
| 第3章 子どもの学びと生活..... | 37 |
| 1. はじめに..... | 37 |

| | |
|---------------------------|----|
| 2. 授業の理解と進学希望（期待） | 37 |
| (1) 主観的授業の理解度 | 37 |
| (2) 進学希望（子）と進学期待（親） | 38 |
| 3. 子どもの授業外の生活 | 41 |
| (1) クラブ活動とアルバイト | 41 |
| 4. 16～17歳の子どものニーズ | 44 |
| (1) 学習支援のニーズ | 44 |
| (2) 居場所のニーズ | 47 |
| (3) 教育資金のニーズ | 49 |
| (4) 考察 | 50 |
| | |
| 第4章 住宅と暮らしに関する分析 | 52 |
| 1. はじめに | 52 |
| 2. 住宅についての概観 | 52 |
| 3. 家賃負担率と人々の生活のかかわり | 55 |
| (1) 家賃負担率 | 55 |
| (2) 家賃負担率と生活の関係 | 57 |
| 4. 子どもの住居と生活 | 60 |
| 5. 考察 | 63 |

執筆者

阿部 彩 東京都立大学 子ども・若者貧困研究センター長

栗原 和樹 子ども・若者貧困研究センター 特任研究員

別添 生活困難度・世帯類型・K6 についての定義

○生活困難度について

本報告書では、2019年「中野区子どもと子育て家庭の実態調査」（以下、「2019年調査」）に倣い、生活困難を抱えている子どもの状況を3段階の生活困難度指標（以下、「生活困難度」）を用いて定義する。

「生活困難度」は、子どもの生活における生活困難を、[(ア) 低所得、(イ) 家計の逼迫、(ウ) 子どもの体験や所有物の欠如] の三つの要素から捉えている。本調査では、三つの要素のうち、二つ以上該当する世帯を「困窮層」、一つのみ該当する世帯を「周辺層」、どれにも該当しない世帯を「一般層」と分類する。また、「生活困難層」は、「困窮層」と「周辺層」を合わせた層とする。

各要素の定義は以下の通りである。

(ア) 低所得

「低所得」は、保護者票から得られる世帯所得（勤労収入、事業収入等＋社会保障給付）を、世帯人数の平方根で割り算した値（＝等価世帯所得）が、厚生労働省「2021年国民生活基礎調査」から算出される基準未達の世帯と定義する。本調査の調査年は2023年であり、前年の所得を訊いているので2022年が基準年となるが、報告書の執筆時点において2022年の所得の状況を訊いた「国民生活基礎調査」が公表されておらず、最新のものが2021年（所得年は2020年）であるためこの値を用いる。なお、ここでいう「低所得」は所得の定義の違いなどがあるため、厚生労働省「国民生活基礎調査」にて公表されている子どもの貧困率（13.5%、2018年最新値）と比較はできない。

(イ) 家計の逼迫

公共料金、住宅費、食費、衣類費などの逼迫の状況を表す。具体的には、保護者票にて「過去1年間に経済的な理由で電話、電気、ガス、水道、家賃などの料金の滞納があったか、また、過去1年間に「家族が必要とする食料が買えなかった経験」、「家族が必要とする衣類が買えなかった経験」があったかの7つの項目のうち、1つ以上が該当する場合は「家計の逼迫」があると定義する。

(ウ) 子どもの体験や所有物の欠如

子ども自身の体験や所有物の欠如といった生活困難を表す。具体的には、保護者票におい

て過去1年間において、「海水浴に行く」「博物館・科学館・美術館などに行く」「スポーツ観戦や劇場に行く」「キャンプやバーベキューに行く」「遊園地やテーマパークに行く」ことが経済的にできない、または、「毎月お小遣いを渡す」「毎年新しい洋服・靴を買う」「習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる」「学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう）」「お誕生日のお祝いをする」「1年に1回くらい家族旅行に行く」「クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる」が「経済的にできない」、または「子どもの年齢に合った本」「子ども用のスポーツ用品・おもちゃ」「子どもが自宅で宿題をすることができる場所」が「経済的理由のために世帯にない」（全15項目）である。これらの項目のうち3つ以上が該当している場合に、「子どもの体験や所有物の欠如」の状況にあると定義する。なお、2020年から始まった新型コロナウイルス感染症拡大の影響にて、過去1年間においては感染防止のためにこれらの活動・体験を行えなかった子どもがいるが、ここでは「経済的な理由」でこれらを欠如している場合のみを含めることにより、新型コロナウイルス感染症による影響を除いている。

図表別-1 生活困難度の3つの軸

| (ア) 低所得 | (ウ) 子どもの体験や所有物の欠如 |
|---|---|
| <p>等価世帯所得が厚生労働省「2021年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯</p> <p><低所得基準></p> <p>世帯所得の中央値 440 万円 ÷ $\sqrt{\text{平均世帯人数 (2.37 人)} \times 50\%}$ = 142.9 万円</p> | <p>子どもの体験や所有物などに関する 15 項目のうち、<u>経済的な理由で、はく奪されている項目が3つ以上該当</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 海水浴に行く 2 博物館・科学館・美術館などに行く 3 キャンプやバーベキューに行く 4 スポーツ観戦や劇場に行く 5 遊園地やテーマパークに行く |
| (イ) 家計の逼迫 | |
| <p>経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかった経験、食料・衣服を買えなかった経験などの7項目のうち、1つ以上が該当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電話料金が支払えなかった 2 電気料金が支払えなかった 3 ガス料金が支払えなかった 4 水道料金が支払えなかった 5 家賃が支払えなかった 6 家族が必要とする食料が買えなかった 7 家族が必要とする衣類が買えなかった | <ol style="list-style-type: none"> 6 毎月お小遣いを渡す 7 毎年新しい（お古でない）洋服・靴を買う 8 習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる 9 学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう、オンライン含む） 10 お誕生日のお祝いをする 11 1年に1回くらい家族旅行に行く 12 クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる 13 子どもの年齢に合った本 14 子ども用のスポーツ用品・おもちゃ 15 子どもが自宅で宿題をすることができる場所 |

○世帯類型について

本報告書では、保護者票の回答者の続柄と同居者についての設問から、父母が子どもと同居の場合（単身赴任を含む）を「ふたり親世帯」、父母のいずれか一人が同居の場合を「ひとり親世帯」とした。また、祖父母が子どもと同居している場合を「三世代世帯」、そうでない場合を「二世帯世帯」とした。

○K6について

本調査では、保護者の抑うつ傾向を表す指標として K6 を利用している。K6 は、過去 30 日の間での心の状況（6 項目）を指数化し（保護者票問 16 から作成）、その合計点数によって、「心理的ストレス反応相当（5 点以上）」「気分・不安障害相当（9 点以上および 10 点以上）」「重症精神障害相当（13 点以上）」に分類される。ここでは「気分・不安障害相当（9 点以上）」を「抑うつ傾向あり」として分析を行う。また、分析対象者はすべての項目を回答しているもののみとし、それ以外はすべて「無効回答」として分析から省かれている。

第1章 結果の概要

1. 調査の概要

本調査は、東京都立大学子ども・若者貧困研究センターが、日本学術振興会による学術変革領域研究（A）「融合領域としての子どもの貧困研究（2022～2026年、研究代表者：阿部彩）の補助金を受け、東京都の子どもの生活困難の実態、意識を明らかにし、貧困政策のエビデンスとするために実施された。

調査は、東京都立大学研究倫理委員会の審査を受け承認を受けた（4東公法総総第656号、2022年11月7日付け、承認番号H4-163）。また、調査の実施にあたっては、東京都中野区、墨田区、豊島区の協力を得た。

本報告書は、東京都立大学子ども・若者貧困研究センターが、中野区からの委託を受け、回収標本の中から、中野区在住の標本を抽出し、再集計・分析したものである。

（1）調査の目的

具体的には、以下を明らかにする：

- 東京都在住の小学5年生、中学2年生、高校2年生（年齢）の生活困難の状況
- 子どもの生活困難者の属性（性別、年齢、世帯タイプ、地域、外国ルーツなど）
- リスク要因（学校でのいじめ、不登校、幼少期の経験など）
- 貧困の連鎖の度合いの把握
- コロナ禍による影響を受けた家庭における子どもの状況

（2）調査対象者・抽出方法

調査対象者は、豊島区、墨田区の公立小中学校に在籍する小学5年生と中学2年生（全数）とその保護者、および、豊島区、墨田区、中野区在住の高校2年生年齢の子ども（全数）と

その保護者、計 10,355 親子ペアである。そのうち、中野区の対象については、中野区に在住している 16～17 歳 1,664 名とその保護者であった。対象者の抽出は住民基本台帳から行い、2005 年 4 月 2 日～2006 年 4 月 1 日生まれの 16～17 歳の子どもを調査対象として抽出した。

(3) 調査方法

調査票は、子ども票と保護者票から構成され、調査対象者の住所は住民基本台帳から抽出した宛名シールを印刷し、そのシールを調査票が入った封筒に貼り付け、各家庭に郵送配布した。回答方法は郵送回収と Web 回答を併用した。郵送回収の場合、自宅にて、子ども本人と保護者 1 名が記入し、同封の封筒に子ども票・保護者票をセットし回収した。Web 回答の場合は、調査票と共に同封されたインターネット回答のご案内に掲載されている QR コードもしくは URL から、スマートフォンなどの電子媒体を用いて回答画面を表示してもらい、子どもや保護者それぞれが回答したものをデータとして回収した。なお、郵送回収の場合は、子ども票と保護者票は、それぞれ別の封筒に入れ、封印するように指示されており、お互いの回答を見ることがないように配慮した。

(4) 調査期間

2023 年 1 月 23 日 ～ 2023 年 2 月 13 日

(5) 有効回答数（有効回答率）

中野区の対象者の有効回答率（子ども票ベース）は 30.8%であった。子ども票、または保護者票のみ回収された場合は、マッチングできなかった保護者票もしくは子ども票の部分をすべて無回答として、分析した。本報告書においては、子ども票の質問項目のみ、あるいは保護者票の質問項目のみを集計する際には、各々の全ケースを集計するが、子ども票の質問項目と保護者票の質問項目を掛け合わせて集計をする場合は、子ども票と保護者票をマッチングできたケースのみを集計対象とする。

図表 1-1 中野区の有効回答数および有効回答率

| 回収状況 | 発送数 | 有効回収数 | 有効回答率 | マッチング件数 |
|------|-------|-------|-------|---------|
| 子ども票 | 1,664 | 512 | 30.8% | 490 |
| 保護者票 | 1,664 | 547 | 32.9% | |

(6) 用語の定義

以下に本報告書で頻出する用語の定義を示す。分析目的に応じて変数の定義を操作し直している場合は、操作的定義について本文もしくは注釈にて説明している。

有意水準

ピアソンのカイ 2 乗検定（割合の差の検定）の結果を記号で示している。

- *** p<0.01：顕著な有意差がある。
- ** p<0.5：やや有意差がある。
- * p<0.1：若干の有意差がある。
- X 有意差はない。

2. 結果の概要

以下では、本調査の結果の概要について、いくつかの回答に焦点を絞って整理することとする。その後、第2章以降の分析の概要を示す。

[ひとり親/ふたり親世帯] (n=532)

○ 世帯タイプは、ふたり親（二世帯）が79.9%、ふたり親（三世帯）が6.3%、ひとり親（二世帯）が9.2%、ひとり親（三世帯）が2.5%、その他世帯が1.0%、無回答が1.2%であった。ふたり親（二世帯）世帯の割合は、一般層、周辺層、困窮層の順に多く、ひとり親世帯（二世帯、三世帯）はその逆であった。

[母親・父親の国籍] (n=547)

○ 母親の2.0%、父親の2.5%が日本以外の国籍であった。また、子ども本人の2.3%が日本以外の国で生まれていた。

[子どもの所有物] (n=512)

○ 子どもの4.7%が「新しい（誰かのお古でない）洋服」を「持ちたいが持っていない」または「持っていないが、持ちたくない」と答えており、その割合は困窮層にて顕著に高かった。同様に、「自分の部屋」「（自宅で）インターネットにつながる環境」「家の中で勉強ができる場所」「自分がアクセスできる音楽や映画サービス」「自分が使えるパソコンまたはタブレット」「スポーツや趣味の道具やウェアなどの必要経費（部活含む）」「定期的なヘアカット」「月5,000円ほどの自分で自由に使えるお金」「友人が着ているような洋服」「2足以上のサイズのあった靴」「学習塾」「1年に1回の家族旅行（一泊以上）」「めがね又はコンタクトレンズ」において所有率の生活困難度別の差がみられた。

「スマートフォン」については、生活困難度別の差がみられなかった。

[現在の就学状況] (n=512)

○ 回答者の 91.4%が高等学校（全日制）、5.3%が高等学校（通信制）、0.8%が高等学校（定時制）、1.6%がその他の学校に就学していた。困窮層では、高等学校（通信制）が 13.0%、周辺層では 7.4%、一般層では 5.3%であった。

○ 回答者の 87.9%は普通科に在籍しており、工業科は 2.1%、総合学科 2.0%、商業科 1.4%、農業科は 0.4%、その他学科 5.3%であった。困窮層では、工業科、農業科、商業科が周辺層・一般層よりも多かった。

[授業の理解度] (n=512)

○ 学校の普段の授業について、回答者の 13.3%は「いつもわかる」、67.4%は「だいたいわかる」と答えているも、9.6%が「あまりわからない」、7.6%が「わからないことが多い」、0.6%が「ほとんどわからない」と答えている。回答の分布は、生活困難度による差はみられなかった。

○ 「わからない」と答えた回答者（n=91）の大多数は、高校 1 年生以降からわからなくなったと答えている。

[学校の部活動への参加] (n=512)

○ 回答者の 69.5%は学校の部活動（クラブ活動）に参加している。この割合は、生活困難度による差はみられなかった。

[不登校傾向・経験] (n=512)

○ 「1 年間の合計で 30 日以上学校を休んだ」経験が「よくあった」と回答したのは、3.3%、「時々あった」も 3.3%であった。この割合は、困窮層、周辺層、一般層の順に高かった。

[いじめ経験] (n=512)

○ 「いじめられた」経験が「よくあった」と回答したのは、1.6%、「時々あった」は 9.4%であった。

[夜遅くまで子どもだけで過ごした] (n=512)

○ 「夜遅くまで（23 時以降）子どもだけで過ごした」経験が「よくあった」と回答したのは、1.8%、「時々あった」は 7.8%であった。

[ゲーム機、SNS などの活動時間] (n=512)

○ 毎日 4 時間以上、「ゲーム機で遊ぶ」のは、9.2%、「SNS (LINE など) を見たり、書き込んだりする」は 9.0%、「テレビ・インターネット (Youtube など) を見る」は 12.5%、「SNS などによる他者とのやり取り」は 4.7%であった。

[ヤングケアラー] (n=512)

○ 毎日 4 時間以上家事や育児、介護等に該当する活動を行っている子どもを「ヤングケアラー」と定義すると、該当したのは、家事（洗濯、掃除、料理、片付けなど）は 1.2%、弟や妹の世話は 0.4%、父母・祖父母などの家族の介護・看病および家族の通訳や手続きの手伝いは 0%であった。

○ また、家族の中で家事を最も担っている人が自分(子ども)であると回答したのは 1%であった。

[会話の頻度] (n=512)

○ 親と「まったく話さない」のは 4.7%、担任の先生と「まったく話さない」のは 8.2%、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと「まったく話さない」のは 54.3%、友人と「まったく話さない」のは 0.2%であった。

[子どもの健康状況] (n=512)

○ 子どもの健康状態については、「よい」と回答した割合が 52.5%、「まあよい」が 13.3%、「ふつう」が 28.5%、「あまりよくない」が 3.3%、「よくない」が 0.8%となっている。この割合は、生活困難度別の統計的に有意な差はなかった。

[新型コロナウイルスに関する情報] (n=512)

○ 新型コロナウイルスに感染した経験の有無については、全体の 46.3%が感染した経験を持っている。そのうち、44.9%は「今は元気」と答えているが、1.2%は「今も後遺症がある」と回答している。これらの点については、世帯類型や生活困難度ごとに有意な差はみられていない。

[子どもの就労状況] (n=506)

○ 16-17 歳のアルバイトの状況については、全体の 78.1%が「働いていない」と回答しており、大多数を占めている。他方で、18.8%が「何らかの形で就労している」と回答している。家業の手伝いや家事手伝いはどちらも 2.0%、2.6%と少数である。

○ 就労している 16-17 歳の 54.7%は何も職場での問題を経験していないが、その他は何等かの問題を経験している。最も多いのは「直前まで勤務スケジュールがわからない」であり、14.5%が経験している。(n=117)

[生活の楽しさ] (n=512)

○ 子どもに生活の楽しさについて 10 点満点 (0=楽しくない、10=とても楽しい) で尋ねた設問では、全体の 83.3%が 5 以上と回答している。生活困難度別には大きな差はみられなかった。

[子どもの抑うつ傾向] (n=512)

○ 抑うつ傾向を測る指標 (K6) を用いて、回答者の抑うつ傾向を推測したところ、社会機能障害がおきる気分・不安・物質使用障害相当と判断される 13 点以上の割合は 10.0%であった。生活困難度別には統計的に有意な差はみられなかった。

[過去の逆境経験] (n=452)

○ 過去の逆境経験について、回答者に尋ねたところ、最も多くの回答者が「あった」と答えたのは、「両親が別居または離婚をしたことが一度でもある」であり 9.3%、次が「一緒

に住んでいる人に、うつ病やその他の心の病気の人、または自殺しようとした人がいる」の5.5%であった。これらのうち、いくつかの項目については、生活困難度別に有意な差があった。

[保護者の概況] (n=547)

○ 保護者票の回答者は 40 歳代が 45.9%、50 歳以上が 51.2%であった。婚姻状況については、結婚している世帯が 87.8%と多く、離婚している世帯が 9.3%であった。一般層に比べて、困窮層・周辺層は有意に離婚している世帯の割合が高い。養育費については、回答があった 10%のうち、半数以上が取り決めの有無にかかわらず受け取っていない状態である。

[同居について] (n=547)

○ 同居人数は 3～5 人が全体の 85.4%である。同居家族については、父親が 85.8%、母親が 90.6%と高く、祖父が 5.0%、祖母が 7.9%である。父親との同居についてのみ生活困難度による有意な差がみられた。

○ 介護家族の同居については、4.6%が「いる」と回答している。

[母親の就労状況] (n=547)

○ 母親全体でみると 79.7%が何らかの形で就労している。就労形態として最も高いのは「パート・アルバイト・日雇い・非常勤」の 39.1%である。次いで、「民間企業の正社員」が 17.4%、専業主婦が 16.6%となっている。

○ 就労時間でみると、週 40～49 時間が最も高く 21.2%、それ以下の時間は 10%程度となっている。

[父親の就労状況] (n=547)

○ 父親全体でみると 87.9%が何らかの形で就労している。就労形態として最も高いのは「民間企業の正社員」の 52.5%である。次いで、「会社役員」が 11.3%、「公務員」と「自由業」の 8.8%となっている。

○ 就労時間でみると、週 40～49 時間が最も高く 44.6%で、次いで 50～59 時間が 19.2%となっている。母親の回答傾向と比べると、40 時間以上の回答が 73.3%となっており、長時間就労の傾向がある。これは生活困難度によって有意な差があり、困窮層・周辺層の方が長時間の回答傾向にある。

[子どもの受診抑制] (n=547)

○ 過去 1 年間に子どもを医療機関に受診させなかった経験を持つ世帯は 13.5%であった。生活困難度別にみると経験があると答えた世帯は困窮層で最も高く、次いで周辺層となっており、有意な差がみられた。

○ その主な理由は、「様子を見て受診させなくてよいと判断した」が 4.4%、「子ども本人が受診したがる」が 4.0%と高く、次いで「多忙で時間がない」が 2.7%であった。

[保護者の精神状態] (n=547)

○ 抑うつ傾向を測る指標 (K6) を用いて、回答者 (保護者票) の抑うつ傾向を推測したところ、社会機能障害がおきる気分・不安・物質使用障害相当と判断される 13 点以上の割合は 5.2%であった。生活困難度別には、突出して困窮層にて高かった。

[保護者本人の物質的はく奪] (n=547)

○ 保護者本人の生活の質を示す項目として「自分自身のために使うことができるお金 (月 5,000 円)」「最低 2 足の靴」「古くなった服を買い替える」「友人や家族と 1 か月に 1 回ほど外食する」「自宅で自分が使えるインターネット環境」「自分の趣味やレジャーのためのお金」について、「ない (金銭的にできない)」と回答した割合は、困窮層で最も高く、有意な差がみられた。

最も高いのは、「自分の趣味やレジャーのためのお金」の 77.8%であり、次いで「古くなった服を買い替える」「自分自身のために使うことができるお金 (月 5,000 円)」「最低 2 足の靴」の順となっている。

[子どもとの体験やかかわり] (n=547)

○ 子どもに過去1年間にさせた体験として、「博物館・美術館などに行く」「キャンプやバーベキューに行く」「スポーツ観戦や劇場に行く」「遊園地やテーマパークに行く」「毎月お小遣いを渡す」のいずれも金銭的な理由でしていないという回答は10%に満たないが、困窮層の48.1%が金銭的な理由で「キャンプやバーベキューに行く」に行っていないと回答しており、その他の項目も困窮層が最も高く、すべての項目において有意な差がみられた。

○ 「習い事(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる」「学習塾に通わせる(または家庭教師に来てもらう)」「1年に1回くらい家族旅行に行く」について経済的にできないと答えたのは、15%前後となっており、他の項目に比べて高い。生活困難度別にみると「スマートフォンを与える」を除いたいずれの項目においても、困窮層が経済的にできないと答えた割合が最も高く、有意な差がみられた。

[世帯全体の物質的剥奪] (n=505)

○ 経済的な理由で家がないものとして、最も高い割合であったのは「自家用車」の24.0%、次いで「急な出費のための貯金(5万円以上)」の9.3%であった。その他も含めたすべての項目において生活困難度別に有意差がみられた。

[奨学金の有無] (n=547)

○ 奨学金については、8.8%が給付金(5.7%)、貸与型(1.5%)、その他のタイプ(1.6%)のいずれかを受給している。受給している割合は、困窮層で最も高く、有意な差がみられた。受給額は30,000~49,999円が2.6%で最も高く、次いで10,000~19,999円の1.8%である。

[暮らし向き] (n=547)

○ 主観的な暮らし向きについては、「ゆとりがある(大変ゆとりがある・ややゆとりがある)」と回答した割合は17.0%である。「普通」という回答が最も高く46.4%であった。「苦しい(やや苦しい・大変苦しい)」と答えた割合は35.9%である。苦しいと答えた割合は困窮層で最も高く、有意な差がみられた。

○ 過去1年間で食料が買えなかった経験がある（よくあった・ときどきあった・まれにあった）と答えた世帯は7.6%である。衣類については10.9%であり、どちらの項目も生活困難度別に有意な差がみられた。

[サービス・料金の未払い経験の有無] (n=547)

○ 公共料金（「電話料金」「電気料金」「ガス料金」「水道料金」）については、1.5%前後が支払えなかった経験があると回答している。「住宅ローン」「その他の債務」についても同様である。「税金・社会保険料」はやや高く、3.5%が滞納の経験があると回答している。いずれの項目も生活困難度ごとに有意な差がみられた。

[困ったときの相談先] (n=547)

○ 困ったときの相談者の有無については、9.0%が相談者がいないと回答しており、生活困難度別に有意差はない。家族が金銭的に困ったときの対応について（n=537）は、「預貯金で対応する」が67.6%、「支出を抑える」が65.0%、「親族から借りる」が39.7%となっている。生活困難度別にみると「友人から借りる」「預貯金で対応する」「何もできない」で生活困難度別の有意差がみられた。「何もできない」のみ困窮層が高く、その他の2項目は困窮層が低い。

[両親の経歴] (n=547)

○ 両親の最終学歴は、ともに大学卒が最も高く、父親が52.7%、母親が36.6%である。父親は、次いで大学院（9.1%）と高等学校（全日制）（9.0%）となっており、母親は、短期大学（21.0%）、専門学校（16.3%）であった。両親のどちらにおいても生活困難度別に有意な差がみられ、困窮層の方が学歴が低い傾向にある。

○ 保護者の15歳当時の暮らし向きについては、「ゆとりがある（大変ゆとりがある・ややゆとりがある）」と回答した割合は28.5%である。「普通」という回答が最も高く46.8%であった。「苦しい（やや苦しい・大変苦しい）」と答えた割合は20.0%である。10%水準であるが、生活困難度別に有意な差がみられた。

○ 成人するまでに経験したことについては、両親の離婚が6.4%、親から暴力を振るわれた経験が4.5%である。生活困難度別に有意な差がみられたのは、「両親が離婚した」「親が生活保護を受けていた」「親から暴力を振るわれた」「育児放棄（ネグレクト）された」「いずれも経験したことがない」である。「いずれも経験したことがない」のみ一般層が最も高く、その他の項目については、困窮層が高くなっている。(n=512)

○ 子どもを持ってから経験したことは、「(元)配偶者（パートナー）から暴力」「わが子を虐待していると思い悩んだ」「自殺を考えたことがある」「いずれも経験したことがない」で生活困難度別に有意な差がみられた。「いずれも経験したことがない」のみ一般層が最も高く、その他の項目については、困窮層が高くなっている。(n=511)

【支援制度へのつながり】 (n=512)

○ 相談経験について、「区役所の窓口」に相談した経験を持つのは22.7%である。何らかの理由で相談意向がありながら相談経験がないのは10.5%である。「子育て支援総合センター」に相談した経験を持つのは21.8%である。何らかの理由で相談意向がありながら相談経験がないのは13.0%である。「学校・保育所・幼稚園の先生、スクールカウンセラー」に相談した経験を持つのは38.8%である。何らかの理由で相談意向がありながら相談経験がないのは9.2%である。「保健所」に相談した経験を持つのは19.4%である。何らかの理由で相談意向がありながら相談経験がないのは10.6%である。「ハローワーク」に相談した経験を持つのは18.1%である。何らかの理由で相談意向がありながら相談経験がないのは9.3%である。その他のいずれの項目においても、相談経験があるのは困窮層で最も高く有意な差がみられた。

第2章 生活困難とコロナ禍の影響の概略

○ 中野区の16-17歳における生活困難層は、困窮層5.9%、周辺層14.4%の計20.3%であった。(n=433、下記すべて同様)

○ 生活困難層は、ひとり親世帯では29.5%、ふたり親世帯では17.5%であった。ひとり親世帯は、ふたり親世帯に比べ、低所得と子どもの体験・所有物の欠如を経験している割合が高い。

○ ひとり親世帯や、生活困難層の子どもは、特に「1年に1回程度の家族旅行」「学習塾」「習い事」などの比較的に必要費用が高い項目に加え、「お小遣い」「お年玉」といった自分で自由に使えるお金や、体験の経験の欠如が挙げられる。

○ コロナ禍によって、転職・失職経験は母親では約10%、父親では5%未満である。収入や労働時間については、増加した世帯も減少した世帯も存在する。一方、母親の16%、父親の41%がテレワークの増加を報告している。

○ コロナ禍前後の比較では、ふたり親世帯では夫婦合算所得がコロナ禍前に比べ減少したのが24.7%、母子世帯では24.4%、父子世帯では10.6%であった。

○ コロナ禍前に比べ現在の収入が減少した世帯においては、ふたり親世帯、ひとり親世帯ともに、料金（電話、電気、ガス、水道）や、家賃、税金、その他債務の滞納の経験が過去1年間にあったと答えた割合が高い。最も高かったのは、ふたり親世帯では税金等、ひとり親世帯では電話料金となっている。

○ コロナ禍前に比べ現在の収入が減少した世帯の16-17歳の子どもは、そうでない世帯の子どもに比べ公立の高校を選択している割合が高い。また、高校1年以降に「夜遅くまで子どもだけで遊んだ」経験がある子どもが多い。

[授業の理解と進学希望（期待）]

○ 主観的な授業の理解度について、困窮層・周辺層、一般層ともに70%以上が「いつもわかる」「だいたいわかる」と回答しており、有意な差はみられなかった。(n=381 以下同様)

○ 進学希望は、困窮層・周辺層、一般層ともに80%以上が「四年制大学」への進学を希望していた。進学期待も「大学以上」の回答傾向が最も高い。ただし、一般層の親は90.0%が大学以上の進学期待を寄せているのに対し、困窮層・周辺層では74.2%に留まっている。

○ 進学予定については、進学を予定していない16-17歳は一般層では8.9%、困難層・周辺層では13.0%であったが、その層が進学を希望していないわけではない。そして、進学を予定していない子どもの多くが学力不安を理由に挙げている。

[子どもの授業外の生活]

○ クラブ活動への参加は、困窮層・周辺層、一般層ともにおよそ70%が「参加している」と回答しており、有意な差はない。他方で、クラブ活動に参加していない理由については、半数程度が「入りたい部（クラブ）がないから」を挙げているが、「アルバイトなど仕事が忙しいから」を理由に挙げているのは困窮層・周辺層の方が有意に高い。

○ アルバイト就労については、困窮層・周辺層は33.8%が、一般層は16.3%が何らかの就労をしていると回答しており、この差は統計的に有意であった。また、家業の手伝いや、家事手伝いをしている子どもも、困窮層・周辺層は一般層に比べて割合が高い。

[16-17歳の子どものニーズ]

○ 学習支援の利用については、どちらの制度も利用したことがない層が8から9割程

度と多いが、中野区学習支援事業については、困窮層・周辺層では利用したことがある割合が16.9%と、一般層を大きく上回っている。

○ 居場所の利用については、生活困難度によって有意な差が確認できたのは、「家以外で平日の放課後に夜までいられる場所」「家から出て学校に通うことができる低額・無料の寮」の2つであった。

○ 「高等学校等就学支援金」「高校生等奨学給付金」については、どの制度も困窮層・周辺層の方が利用した経験の割合が高い。また、利用したいと思ったことがないという回答も一般層では高い。

[住宅についての概観]

○ 中野区における住居形態の割合は、持ち家が74.7%、民間の賃貸住宅が16.1%、都営または市営（区営）の賃貸住宅が2.5%、都市再生機構（UR）公社などの賃貸住宅が0.5%、給与住宅（社宅・公務員住宅）が3.8%、間借り・その他が2.4%である。家賃および住宅ローンの平均は、持ち家が82,676円／月、その他の賃貸住宅が107,982円／月である。（n=433以下同様）

○ 住居形態ごとの生活困難度の関係は、一般層の80.0%、困窮層・周辺層では53.8%が持ち家に住んでおり、その差は統計的に有意である。

[家賃負担率と人々の生活のかかわり]

○ 家賃負担率は、75.9%が低家賃負担（家賃負担率20%未満）、24.2%が高家賃負担（家賃負担率20%以上）であった。

○ 家賃負担率は、賃貸住宅に居住している世帯で高い。また、生活困難度別にみると、困窮層・周辺層のおよそ5割が高家賃負担であった。世帯類型別にみても、ひとり親世帯は、およそ4割が高家賃負担であった。いずれも有意な差が確認された。

○ 家賃負担の家計への影響は、家計の赤字、衣類が買えなかった経験、食料が買えなかった経験、経済的に通塾できない経験のいずれにおいても高家賃負担の方が経験している割合が高い。住居形態別にみると賃貸住宅の方が経験している割合が高い。

[子どもの住居と生活]

○ 子どもにとって住居の重要な要素である、「自分の部屋」と「家の中で勉強ができる場所」を持ちたいが持っていないと回答した層は全体の25%程度である。その層を「居住

はく奪あり」とした場合、その割合は、居住形態では賃貸の方が高く、生活困難度別には困窮層・周辺層が高い。

○ 居住はく奪は、勉強時間と大学進学希望、居場所ニーズのいずれにも影響を持っている。

第2章 生活困難とコロナ禍の影響

1. はじめに

本章では、東京都立大学子ども・若者貧困研究センターが開発した「生活困難度」指標を用いて、回答者の世帯の生活困難の度合いを測定し、どのような世帯において生活困難が集中しているのかを分析する。次に、2020年からのコロナ感染症拡大（以下、「コロナ禍」）の親の就労状況や収入への影響をみる。

(1) 中野区的生活困難層

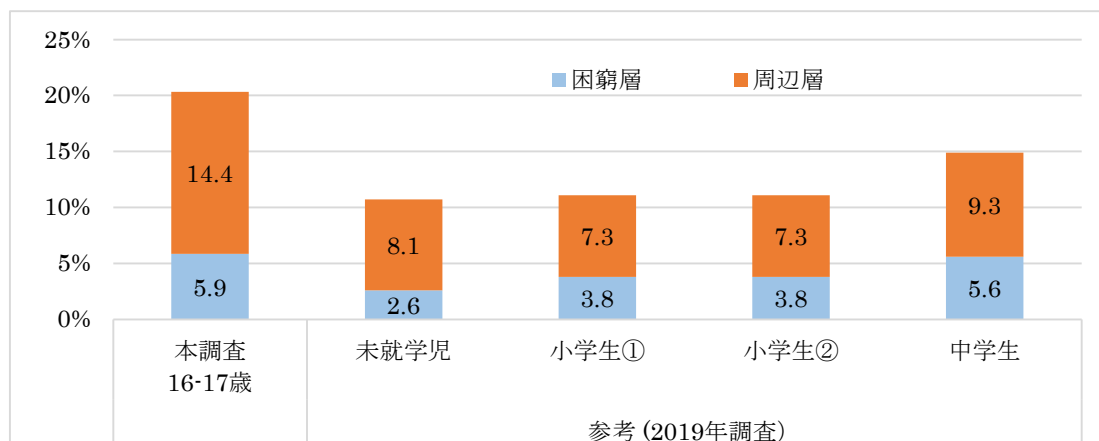
中野区における生活困難度の割合を、図表 2-1-1 に集計した。判別不可を含めた総数の割合で見ると、困窮層は 4.4%、周辺層は 10.7%、一般層は 59.2%、判別不可 25.6%となっている。判別不可を含めない割合で見ると、困窮層 5.9%、周辺層 14.4%、一般層 79.7%となっており、困窮層と周辺層を合わせた生活困難層は計 20.3%と、約 5 名に 1 名となる。なお、本調査の対象地区 3 区間の生活困難度は統計的に有意な差は認められなかった（表外）。

図表 2-1-1 生活困難層の割合

| | 16～17 歳 | | 3 区全体 | |
|-------|-------------|---------------|-------------|---------------|
| | 全数に対する割合(%) | 判別不可を除いた割合(%) | 全数に対する割合(%) | 判別不可を除いた割合(%) |
| 生活困難層 | 15.1% | 20.3% | 15.6% | 21.6% |
| 困窮層 | 4.4% | 5.9% | 5.1% | 7.0% |
| 周辺層 | 10.7% | 14.4% | 10.5% | 14.6% |
| 一般層 | 59.2% | 79.7% | 56.7% | 78.4% |
| 判別不可 | 25.6% | | 27.6% | |

調査年度が異なるため、単純な比較はできないものの、中野区が2019年に実施した「中野区子どもと子育て家庭の実態調査」(以下、「2019年調査」)における生活困難度(年齢別)と比較すると、年齢が高いほど生活困難層が多くなることがわかる。

図表 2-1-2 生活困難度： 本調査と2019年調査との比較



注： 判別不可を除いた総数に対する割合。 出所： 中野区(2019)「中野区子どもと子育て家庭の実態調査」

生活困難度を構成する3つの軸(低所得、家計の逼迫、子どもの体験や所有物の欠如)のそれぞれに該当する割合は、「低所得」は9.2%、「家計の逼迫」は5.0%、「子どもの体験や所有物の欠如」は12.3%であった(図表2-1-3)。

図表 2-1-3 各要素の該当割合

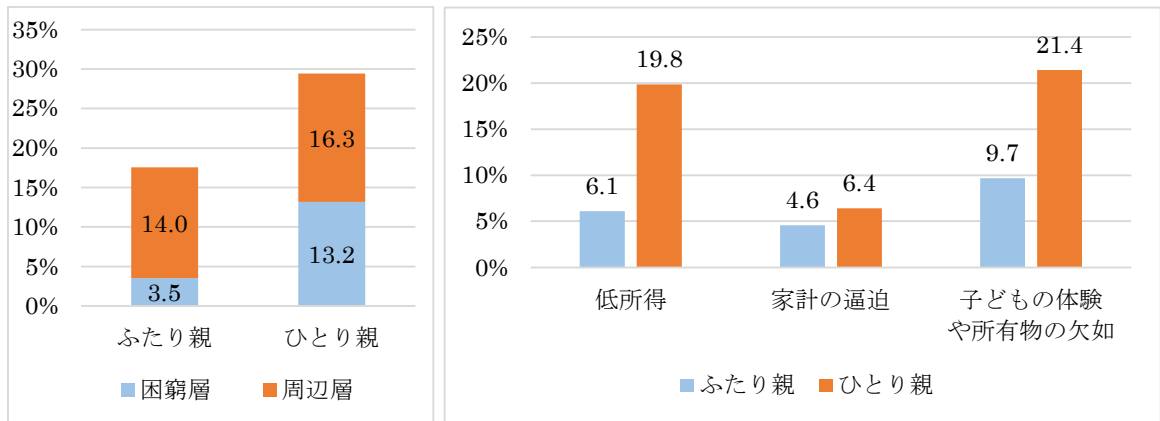
| | 本調査 |
|---------------|-------|
| 低所得 | 9.2% |
| 家計の逼迫 | 5.0% |
| 子どもの体験や所有物の欠如 | 12.3% |

注： すべての変数の判別不可を除いた総数に対する割合。

(2) 世帯タイプ別の生活困難度

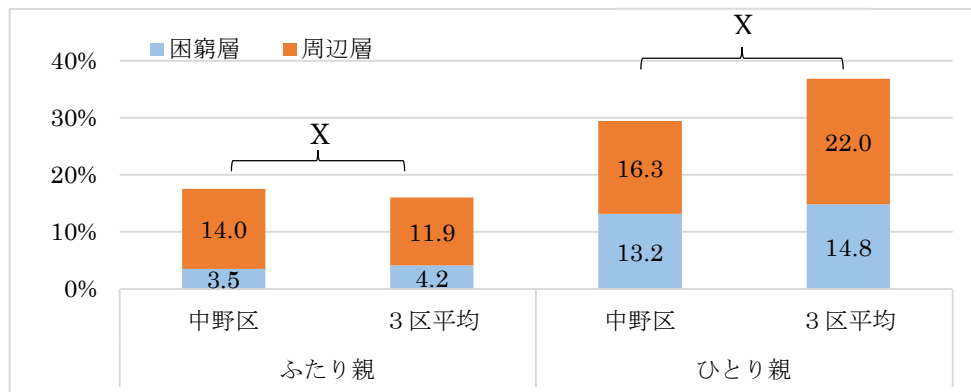
次に、世帯タイプ別に生活困難度をみると、ふたり親世帯では、困窮層が3.5%、周辺層が14.0%、一般層が82.5%であるのに対し、ひとり親世帯では困窮層が13.2%、周辺層が16.3%、一般層が70.5%であった。ひとり親世帯の生活困難度が、ふたり親世帯よりも高いことは、どの自治体においても共通にみられ(図表2-1-5)、世帯タイプ別の生活困難度を、3区平均と比べると、ふたり親世帯、ひとり親世帯、ともに中野区と3区平均との差は統計的に有意ではない。しかし、ふたり親世帯では、中野区の困窮層の割合は若干低いものの、周辺層の割合は若干高く、ひとり親世帯においては、困窮層、周辺層ともに中野区の方が低い。

図表 2-1-4 生活困難度、各要素： 世帯タイプ別(16-17歳別) (***, ***, X, ***)



注：判別不可を除いた総数に対する割合。

図表 2-1-5 世帯タイプ別生活困難度： 中野区、3区全体

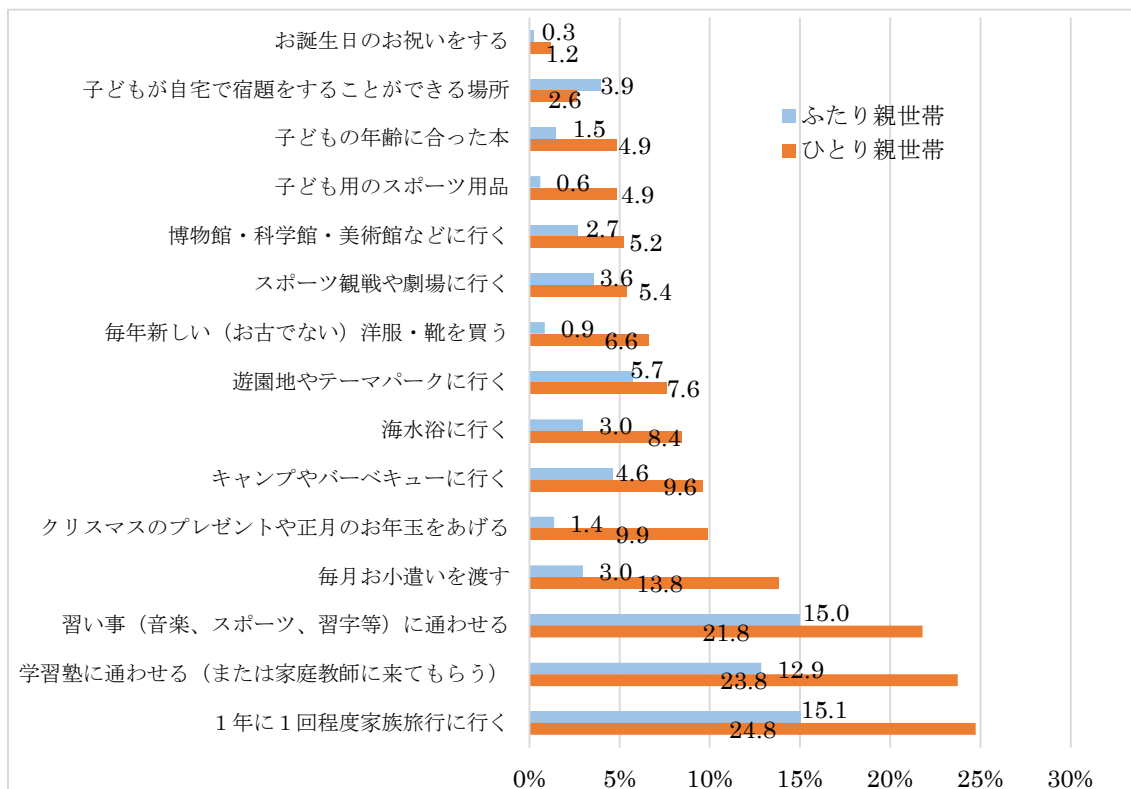


ふたり親世帯とひとり親世帯の生活困難度の差がどこから来るのか、生活困難度を構成する3要素に遡ってみてみると（図表 2-1-4）、家計の逼迫のみはふたり親世帯とひとり親世帯の間に統計的に有意な差はみられなかったが、低所得と子どものはく奪については、ふたり親世帯に比べひとり親世帯においては2倍から3倍の割合が該当していた。すなわち、ひとり親世帯の生活困難が、家計全体というよりも、子どもの体験や所有物に色濃く出ていることが推測される。

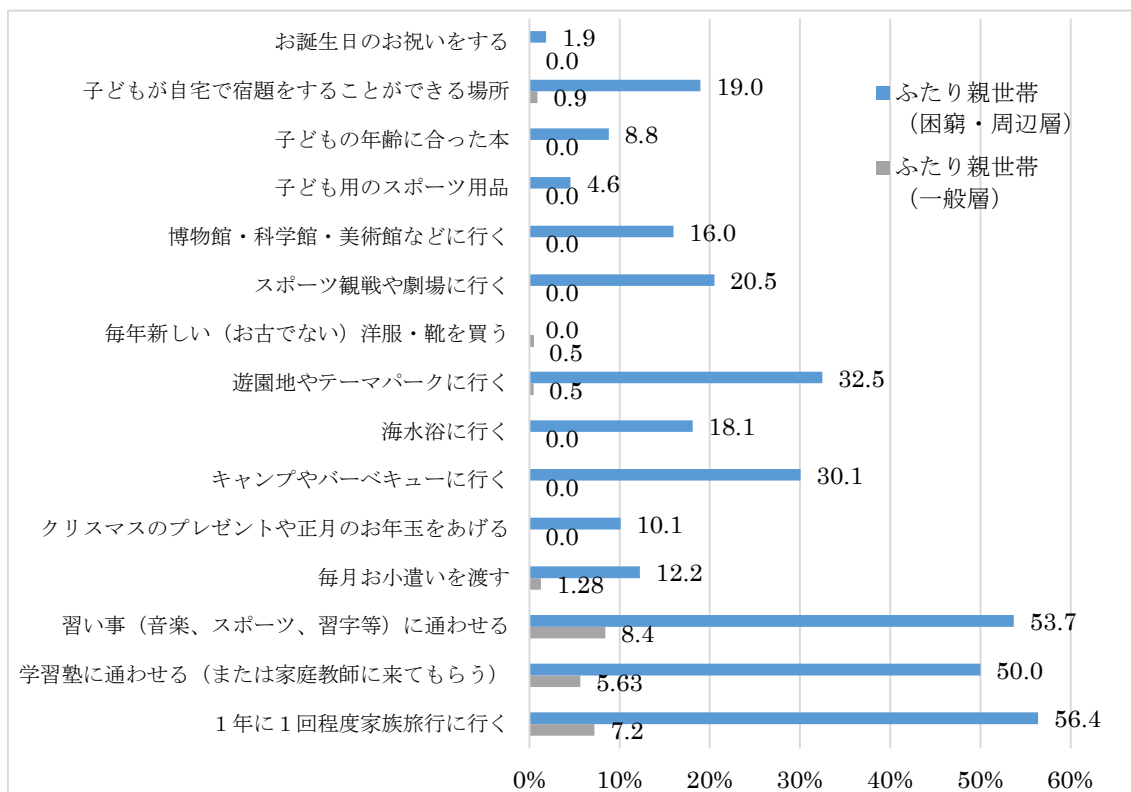
そこで、どのような項目において差が大きいのかをみたのが、以下である（図表 2-1-6）。5%の有意水準で統計的に有意な差があったのは7項目であった：「学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう）」、「毎月お小遣いを渡す」、「1年に1回程度家族旅行に行く」、「クリスマスのプレゼントやお年玉をあげる」、「毎年新しい（お古でない）洋服・靴を買う」、「海水浴に行く」、「子ども用のスポーツ用品」である。うち、特に欠如率の差が大きいのは、「学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう）」「毎月お小遣いを渡す」「1年に1回程度家族旅行に行く」「クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる」であった。

また、ふたり親世帯における困窮層・周辺層において、どの項目の欠如が多いのかをみると（図表 2-1-7）、上位5位は「1年に1回程度家族旅行に行く」「習い事」「学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう）」「遊園地やテーマパークに行く」「キャンプやバーベキューに行く」であった。困窮層・周辺層と一般層の差が大きいのは、「1年に1回程度家族旅行に行く」「習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる」「学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう）」の金額が大きいものに加え、「遊園地やテーマパークに行く」「スポーツ観戦や劇場に行く」「キャンプやバーベキューに行く」といった体験が挙げられた。

図表 2-1-6 子どもの体験・所有物の欠如：世帯タイプ別



図表 2-1-7 ふたり親世帯の子どもの体験・所有物の欠如：生活困難度別

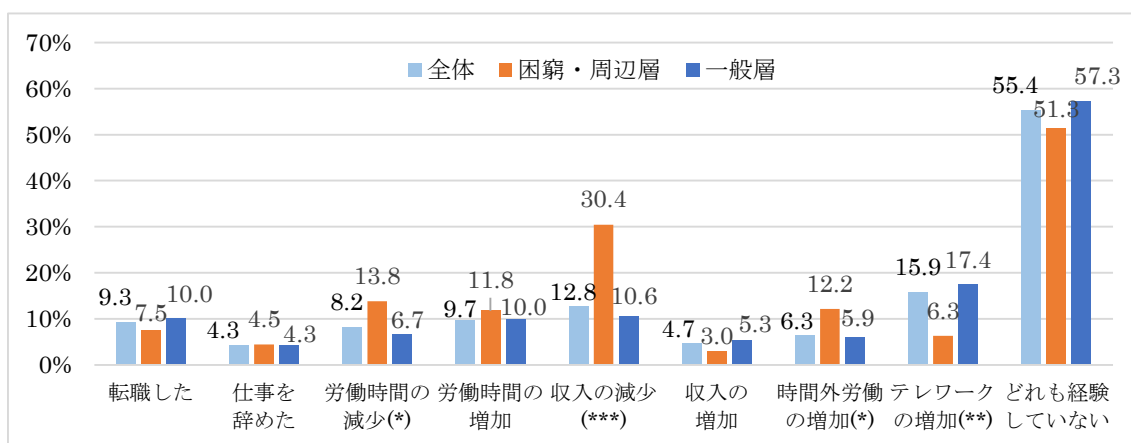


2. コロナ禍の影響

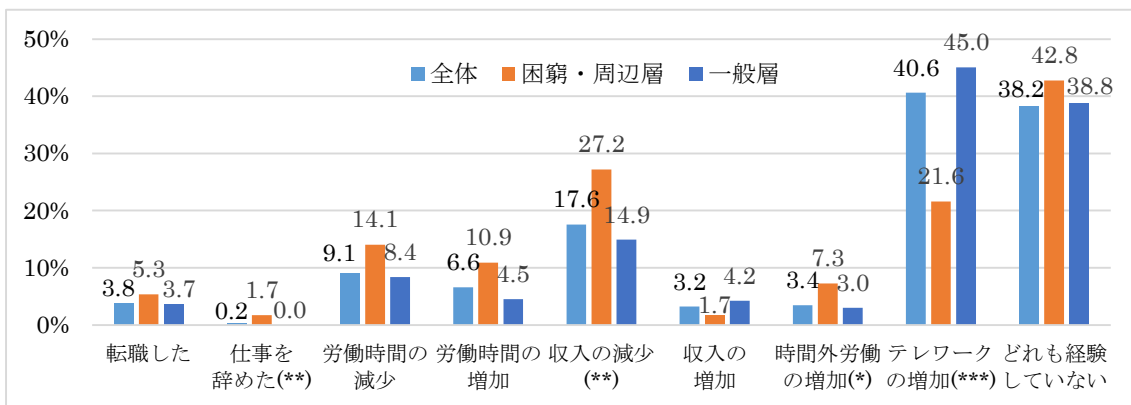
(1) 父母の就労に対する新型コロナウイルス感染拡大の影響

次に、コロナ禍による親の就労・収入への影響をみてみよう。図表 2-2-1 は母親、図 2-2-2 は父親の就労・収入への影響が「あった」と答えた割合を示している。全体で見ると、母親の 9.3%が「転職」、4.3%が「仕事を辞めた」を経験している。1 割近い母親が転職・失職経験があることとなる。興味深いのは、労働時間については、9.7%が「増加」と答えているが、8.2%が「減少」とも答えていることである。同様に、収入についても 12.8%が「減少」としているが、「増加」としているのも 4.7%となっている。すなわち、コロナ禍の影響は一方方向ではなく双方向であることがわかる。父親については、母親に比べ、「転職」「仕事を辞めた」は少ない（それぞれ 3.8%、0.2%）が、就労上で労働時間、収入、就労形態（テレワーク）など何等かの変化があった割合は多い。特に「テレワーク」については、父親の 40.6%が経験している（母親は 15.9%）。また、収入については、父親においても増加と減少の両方があるが、減少については父親の方が高い割合となっている。

図表 2-2-1 コロナ禍による母親の就労・収入への影響：全体、生活困難度別



図表 2-2-2 コロナ禍による父親の就労・収入への影響：全体、生活困難度別

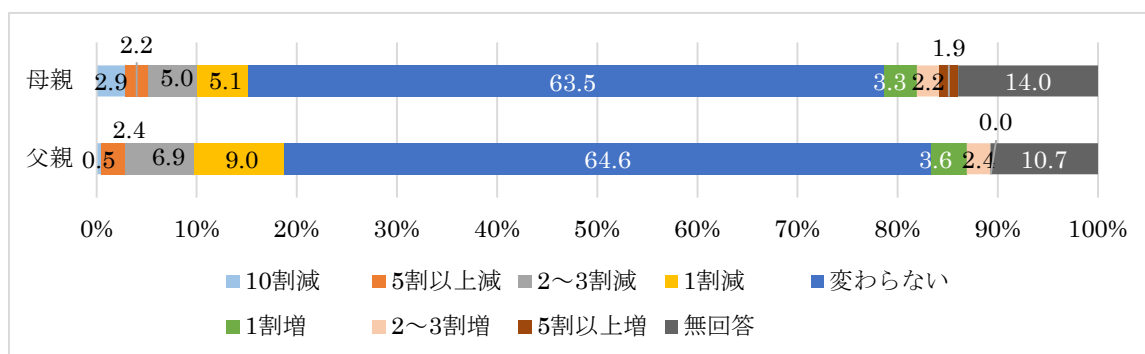


図表 2-2-1 と 2-2-2 には、生活困難度別の集計も載せている。標本数の関係から、困窮層と周辺層を一つにまとめた層と一般層との比較をしている。これをみると、母親も父親も収入の減少については、困窮層・周辺層の方が一般層よりも高い割合で「あった」としており、困窮層・周辺層の母親では 30.4%、父親では 27.2%が収入減少を経験している。また、母親・父親ともに「テレワーク」の増加を経験した割合は、一般層の方が困窮層・周辺層よりも高い。その他に、生活困難度別に統計的に有意な差がみられたのは、「母親の労働時間の減少」、「時間外労働の増加」、父親では「仕事を辞めた」、「時間外労働の増加」であり、どれも困窮層・周辺層の方が高い割合となっている。

(2) 現在の収入：コロナ前との比較

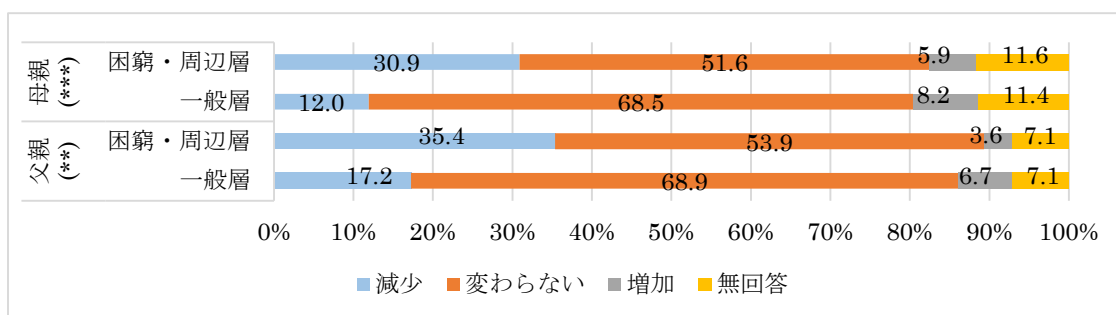
本調査では、コロナ禍の前(2020年3月以前)に比較して、現在(2023年1月調査時点)の収入を聞いている。図表 2-2-3 はその回答を、母親、父親別に集計したものである。母親、父親が世帯内にいない場合は、集計から除いている。その結果、母親、父親ともに約 64% は、収入が「変わらない」と回答している。収入に変化があった世帯の中では、父親の収入については 18.8%が減少、6.0%が増加と減少の方が多い。母親の収入については、15.1%が減少、7.4%が増加と減少の方が多い。

図表 2-2-3 コロナ禍による父親の就労・収入への影響：全体、生活困難度別



また、生活困難度別に、コロナ禍前に比べた現在の収入の状況をみたとところ(図表 2-2-4)、母親、父親ともに困窮層・周辺層の方が、一般層に比べて「減少」が多いことがわかる。困窮層・周辺層の母親は 30.9%、父親は 35.4%がコロナ前に比べて収入が減少している。「増加」しているのは、どの層も 1 割未満である。

図表 2-2-4 コロナ禍前に比べ、現在の収入：生活困難度別



もちろん、過半数の子育て世帯を占めるふたり親世帯の場合、世帯の収入は母親・父親の両方の収入からなり、また、収入の「減少」や「増加」についても、そもそもの収入の大きさによってそのインパクトは異なる。そこで、ふたり親世帯については、母親・父親の両方の収入の増減の組み合わせをみると、約半数の 47.3%は両親ともに「変化がない」であるが、次に多いのは父親の収入が減少、母親の収入は変化なしのグループであり 12.9%がこれにあたる。ふたり親世帯の 4.0%は、父親、母親ともに収入が減少している。夫婦合算した所得が減少した世帯（イタリック表記）は計 24.7%、夫婦合算所得が増加した世帯（下線表記）は計 9.0%となる。生活困難度別には、ふたり親世帯の困窮層・周辺層の 43.2%、一般層の 22.0%が「減少」となっている。母子世帯・父子世帯は、サンプル数が少ないため生活困難度別の分析は行わない。

図表 2-2-5 コロナ禍前に比べ、現在の収入：生活困難度別

| | | 父親 | | | |
|----|------|-------|-------------|-------------|------|
| | | 減少 | 変化なし | 増加 | 無回答 |
| 母親 | 減少 | 4.0% | 7.8% | 1.2% | 0.8% |
| | 変化なし | 12.9% | 47.3% | <u>3.2%</u> | 1.6% |
| | 増加 | 1.6% | <u>5.0%</u> | <u>0.8%</u> | 0.0% |
| | 無回答 | 1.1% | 4.5% | 0.3% | 7.9% |

※下線表記したセルは母親・父親合算の収入が増加した層、イタリック表記のセルは減少した層。

図表 2-2-6 コロナ禍前に比べた現在の収入：世帯タイプ、生活困難度別 (%)

| | ふたり親世帯 | | | 母子世帯 | 父子世帯 |
|------|--------|-------|------|------|------|
| | 全体 | 困窮・周辺 | 一般 | 全体 | 全体 |
| 減少 | 24.7 | 43.2 | 22.0 | 24.4 | 10.6 |
| 変化なし | 47.3 | 35.4 | 53.2 | 53.2 | 64.2 |
| 増加 | 9.0 | 4.2 | 10.7 | 7.1 | 10.2 |
| 不明 | 19.0 | 17.2 | 14.1 | 15.3 | 15.0 |

注目すべきは、困窮層・周辺層においても、一般層よりも少ないものの、約半数の世帯において、母親または父親の収入が減少していないことである。すなわち、これらの世帯はコロナ禍の前から生活困難が継続している世帯である。そのため、「コロナ禍による収入減少」のみに対する施策は、これらの世帯には届かないことは留意しなくてはならない。一方、ふたり親世帯の困窮層・周辺層の4割以上は収入減少を経験しており、本分析からは、これらの世帯がコロナ禍前から継続する困窮層・周辺層であり、さらに家計状況が厳しくなったのか、あるいはコロナ禍前は一般層であったが、コロナ禍を経て困窮層・周辺層に転落した「新規」の生活困難層であるのかはわからない。どちらにせよ、この層と収入減少がなかった生活困難層とは異なる生活困難がある可能性がある。

また、一般層においても、1割から2割の世帯において、収入「減少」がみられ、これら世帯は一般層に留まっているものの、コロナ禍による生活への影響が懸念される。

これらコロナ禍を経て収入減となった世帯の生活困難については、次節でみていく。

(3) コロナ禍前後の収入減と具体的な生活困難

図表 2-3-1 は、コロナ禍前に比較して収入が減少したと答えた世帯と、変化がなかった、あるいは収入が増加したとした世帯に分けて、過去1年間の料金や税金の支払の滞納経験の有無を集計したものである。すると、ふたり親世帯の収入減がなかった世帯においては、電話・電気・ガス・水道・家賃・住宅ローン、その他債務の滞納経験はほとんどなかったの

に対し、収入減ありの世帯においては、電話・電気・ガス・水道・家賃においては2～3%、税金では約7%、その他債務では約6%の世帯が経験している。ひとり親世帯における「収入減あり」の世帯においては、その割合は、電話で18.5%、電気・ガスで6.7%、税金では11.8%と、ふたり親の「収入減あり」世帯をさらに上回っている。

図表 2-3-1 コロナ禍による収入減の有無別、料金支払い滞納経験：ふたり親、ひとり親世帯

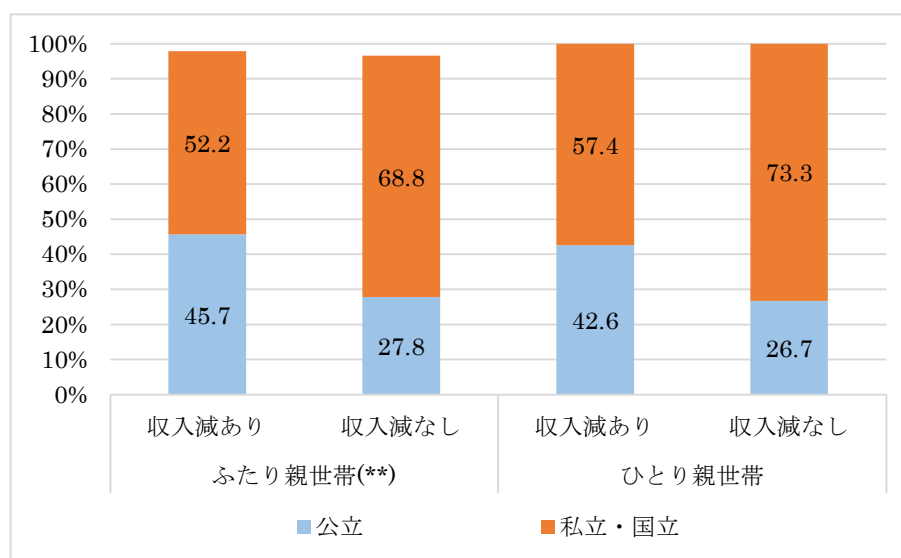
| 単位 (%) | ふたり親世帯 | | | ひとり親世帯 | | |
|--------|--------|-----|-----|--------|-----|----|
| | 収入減あり | なし | | 収入減あり | なし | |
| 電話 | 2.2 | 0.0 | ** | 18.5 | 0.0 | ** |
| 電気 | 2.2 | 0.0 | ** | 6.7 | 1.8 | |
| ガス | 2.2 | 0.0 | ** | 6.7 | 1.8 | |
| 水道 | 3.2 | 0.0 | ** | 0.0 | 0.0 | |
| 家賃 | 3.3 | 0.0 | ** | 0.0 | 0.0 | |
| 住宅ローン | 1.2 | 0.6 | | 0.0 | 0.0 | |
| 税金等 | 6.7 | 2.3 | * | 11.8 | 3.9 | |
| その他債務 | 5.6 | 0.5 | *** | 0.0 | 1.8 | |

これらの状況を鑑みると、2023年1月とコロナ禍が始まってからほぼ3年となる現在においても、コロナ禍の爪痕は一部の世帯に色濃く残っていると考えられる。もちろん、図表 2-2-3 から 2-3-1 の集計は、コロナ禍前後の収入の推移を尋ねたものであり、その収入減少が「コロナ禍に起因する」と断定できるものではない。また、コロナ禍が起こらなかった場合に、どれほどの子育て世帯が収入減を経験し、料金の支払い困難などを抱えるのかは、中野区のベースラインとなるデータがないため、わからない。しかしながら、料金滞納、税金滞納といった具体的な生活困難が収入減を経験した世帯に集中して起こっていることは、特記すべき事項であろう。

(4) コロナ前後の収入減と子どもの状況

次に、これら親の収入減と子どもの状況との関連をみる。まず、子どもの進学高校の設置者（公立、私立・国立）の関連をみた。本調査の対象者は2023年1月に高校2年生の学年であるため、コロナ禍が始まった2020年4月には中学3年生であり、高校の進学先を選択する時期にあった。高校は無償化されているが、私立については一部の授業料やその他経費がかさむこともあり、親がコロナ禍によって減収した場合は子どもの進学の際に公立／私立の選択肢に何らかの影響を与える可能性がある。そこで、親の収入減の有無別に子どもの高校の設置者の関連をみたものが図表2-4-1である。

図表 2-4-1 コロナ禍による親の収入減と高校の設置者の関連： ふたり親世帯、ひとり親世帯

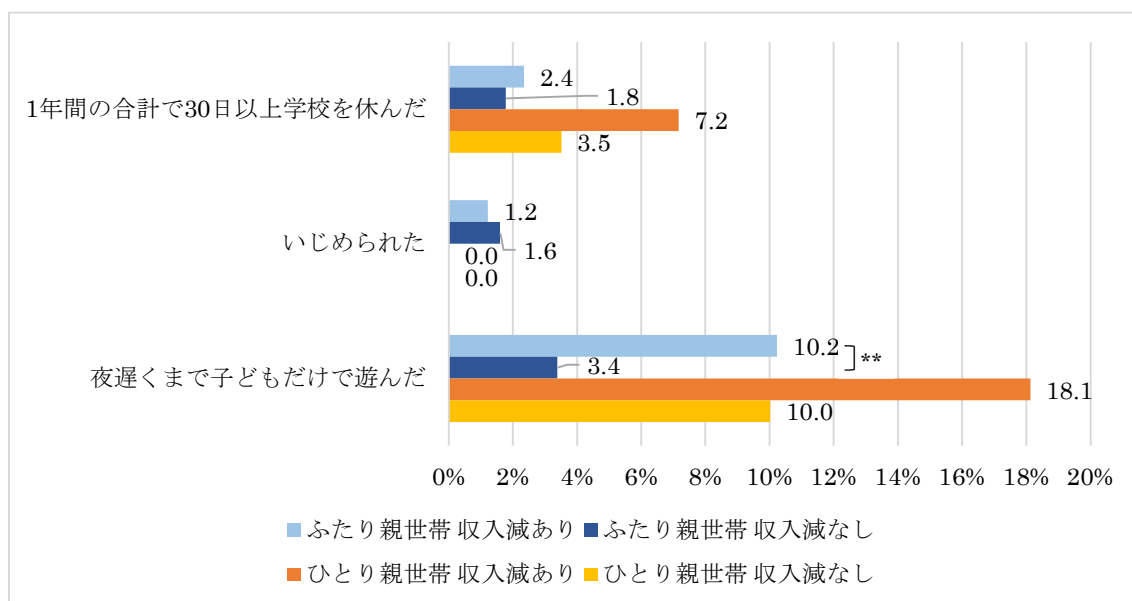


収入減の有無によって統計的に有意な差があったのは、ふたり親世帯のみであったが、ひとり親世帯においても傾向として収入減があった世帯の子どもは公立高校に通っている割合が、収入減がなかった世帯の子どもよりも多い。ふたり親世帯、ひとり親世帯、ともに収入減がない層においては、公立高校が3割弱となっているのに対し、収入減がある層においては4割を超えている。公立高校も私立高校も選択の理由は千差万別であり、肯定的な理由も否定的な理由もあるが、中野区の本調査対象年齢の子どもたちにとって、進学高校の選択が親のコロナ禍後からの収入減と何らかの関係があることは確かである。

次に、子どもが抱える課題として、「1年間の合計で30日以上学校を休んだ（病気の時を

除く)、「いじめられた」、「夜遅く(23時以降)まで家の外で子どもだけで遊んだ」の3つについて集計をした(図表2-4-2)。コロナ禍後の状況を見るため、これらの行動の時期については「高校1年生のころ」「2022年4月から現在まで」に限った(厳密には、コロナ禍は中学3年生のころから始まっているが、調査票の選択肢では「中学1~3年のころ」となっており、コロナ禍前の時期と区別できないため含めなかった)。

図表 2-4-2 コロナ禍による親の収入減と子どもの状況の関連：ふたり親世帯、ひとり親世帯



これをみると、統計的に有意な差があったのは「夜遅くまで子どもだけで遊んだ」についてのふたり親世帯であり、収入減のあった世帯では10.2%、なかった世帯では3.4%と、収入減のあった世帯の方が多い。また、この項目は、ひとり親世帯でも統計的に有意ではないが、大きな差がみられる。そもそもこの項目は、ふたり親世帯に比べ、ひとり親世帯の子どもが「夜遅くまで子どもだけで遊んだ」経験が高いが、それぞれの世帯タイプの中でも収入減のあった世帯の方が高い傾向がある。

「1年間の合計で30日以上学校を休んだ」「いじめられた」については、統計的に有意な差はみられなかった。そもそも、「いじめ」については、調査対象者の年齢が16-17歳であるからか、中3以降にあったと答えた数が少ない。「1年間の合計で30日以上学校を休んだ」は、特に「ひとり親世帯」の「収入減あり」にて7.2%であり、このカテゴリーはサンプル数が22と少ないことから誤差が大きいものの、懸念される。

(5) 考察

本章の分析からは、以下のことが明らかになったといえよう。

まず、中野区の16～17歳における生活困難層は、困窮層5.9%、周辺層14.4%の計20.3%であった。生活困難度は、子どもの年齢が高くなるほど高くなる傾向があり、これは他の自治体からの知見とも一致する。しかしながら、児童手当を始め、多くの子育て世帯への支援は子どもが義務教育修了年齢までとなっている。すなわち、子どもの貧困対策としては、高校生年齢への対応が課題である。また、これも多くの研究・調査が明らかにしているが、ふたり親世帯に比べ、ひとり親世帯の方が、生活困難度が高いことも確認された。特に、子どもの体験・所有物の欠如に差が大きい。

ひとり親世帯およびふたり親世帯の困窮層・周辺層にて、欠如の割合が多い項目は、「家族旅行」「学習塾」「習い事」などの出費額として大きいものが多いが、世帯タイプ別や生活困難度別の差が大きいものとしては、これらの他にも「毎月のお小遣い」や「クリスマスプレゼントやお年玉」といった比較的少額の現金、また、「遊園地やテーマパークに行く」「スポーツ観戦や劇場に行く」「キャンプやバーベキューに行く」といった体験についても差が大きいことがわかった。自分で自由に使えるお金や、各種体験は16～17歳年齢の子どもにとっても重要であり、子どものウェル・ビーイングに関連すると考えられる。子どもを対象に、現金を給付するのは政策的には難しいと考えられるが、体験であれば困難な層の子どもへの提供が可能である。しかし、その提供方法は、対象者が16～17歳ということ踏まえて、小中学生以下の子どもとは異なるやり方を工夫する必要がある。例えば、親と一緒に親を介しての提供は子どもが小さい年齢層の場合には有効であるが、思春期以降の子どもについては魅力的ではない可能性もある。

コロナ禍の影響については、転職や失職などの直接的な影響を受けた世帯は比較的に少ないものの、労働時間の増減や、テレワークの増加など、何らかの変化があった世帯は母親では約半数、父親では約6割である。しかしながら、コロナ禍の直接の影響ではないかもしれないが、コロナ禍前に比べ収入が減少したと答えた世帯は、ふたり親世帯・母子世帯では4世帯に1世帯となっている。これらの世帯は、料金の未払いなどの経験が、収入減がなかった世帯に比べて高い。このことは、「収入が低い」という経常的な困窮状況に加え、「収入が減った」という「変化」に着目した視点が必要であることを示唆している。経常的に収入が低い場合は、何らかの支援を受けていたり、低い収入に合わせた生活様式・支出行動となっている可能性があるが、急に収入が減少した場合は、生活様式の変化が追いつかず、生活困難が切迫化したり、精神的ストレスが高まる可能性がある。一方で、行政からの支援や費

用減免措置等は対象か否かの判断が前年の所得に基づいていたり、生活保護など貯蓄などが枯渇してからでしか申請できないものがあるため、これら世帯が利用できない場合も多いと考えられる。コロナ禍という社会の急変を促した時代背景の中においては、既存の制度の前提を見直す必要も検討するべきであろう。

特に懸念されるのが、親の収入減が子どもの高校選択や、行動（「夜遅くまで子どもだけで遊んだ」）と関連があることである。本分析で用いた生活困難度や、低所得といった貧困の指標がこれらと関連があることは既知であるが、それとは別に、「収入減」という状況がどのような経路を介して子どもの状況と関連するのか、その解明にはさらなる分析が必要である。ここでは、この関連を指摘することにより、注意喚起とすることに留めたい。

第3章 子どもの学びと生活

1. はじめに

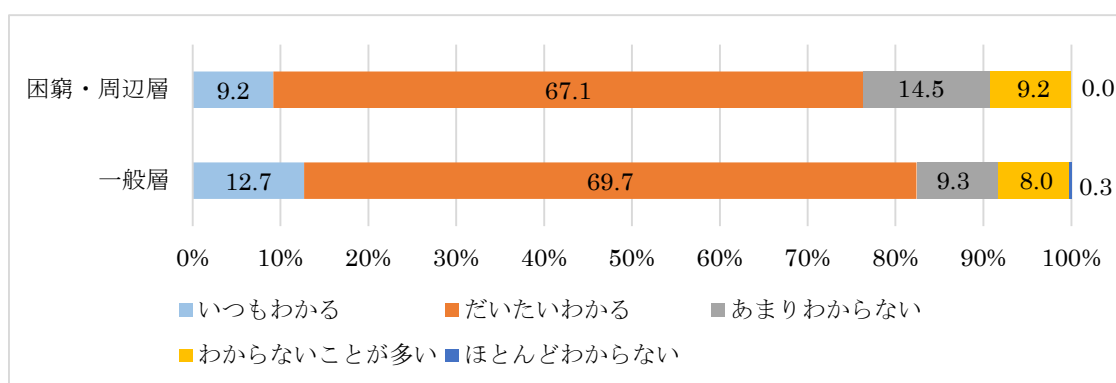
本章では、子どもの学びに関する分析を行う。まず子どもの学校に関する活動を検討したのちに、子どもの日々の生活、子どものニーズの分析をしたうえで、保護者の教育に関する考え方について検討していくこととする。なお、以下の分析では、困窮層と周辺層を分離すると、サンプル数の確保が難しく適切な推計を行うことが難しいため、困窮層と周辺層を統合し、一般層との対比のもとで分析を行う。

2. 授業の理解と進学希望（期待）

(1) 主観的授業の理解度

まず、図表 3-1-1 に、子ども自身の回答による授業の理解度と生活困難度の関係を示す。これをみると、生活困難度別に統計的に有意差はみられない。これは、16～17歳が本調査の対象となっていることと関連していると思われる。すなわち、高校入試という選抜を経ることにより、高校ごとに子どもの学力が層化されたためと予測される。

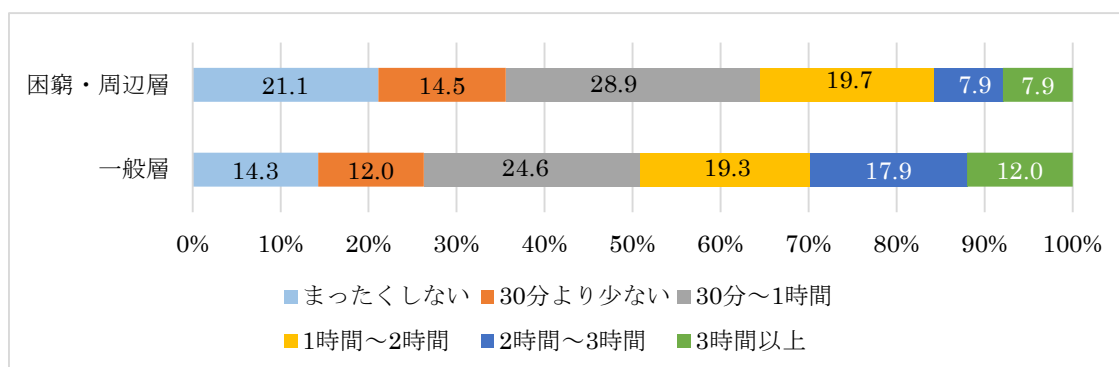
図表 3-1-1 生活困難度と子どもの勉強の理解 (X)



次に、学習時間について示したのが図表 3-1-2 である。これをみると、勉強時間についても、生活困難度ごとに有意な差はないが、困窮層・周辺層の方が、勉強時間が短い傾向がみ

られる。これも先に挙げた理由と同様であり、高校入試の選抜後には、高校ごとに、生徒に求められる学習時間が変動するためと考えられる。

図表 3-1-2 生活困難度と子どもの勉強時間 (X)



(2) 進学希望 (子) と進学期待 (親)

次に、進学希望と進学期待を検討する。ここで進学希望と呼んでいるのは、高校生自身による希望である。対して、進学期待とは、保護者が子に望む進学先である。本調査においては、進学希望については複数回答で、進学期待については単一回答の質問形式となっているため、両者の比較はできないが、子どもと保護者にそれぞれ分けて分析を行うこととする。

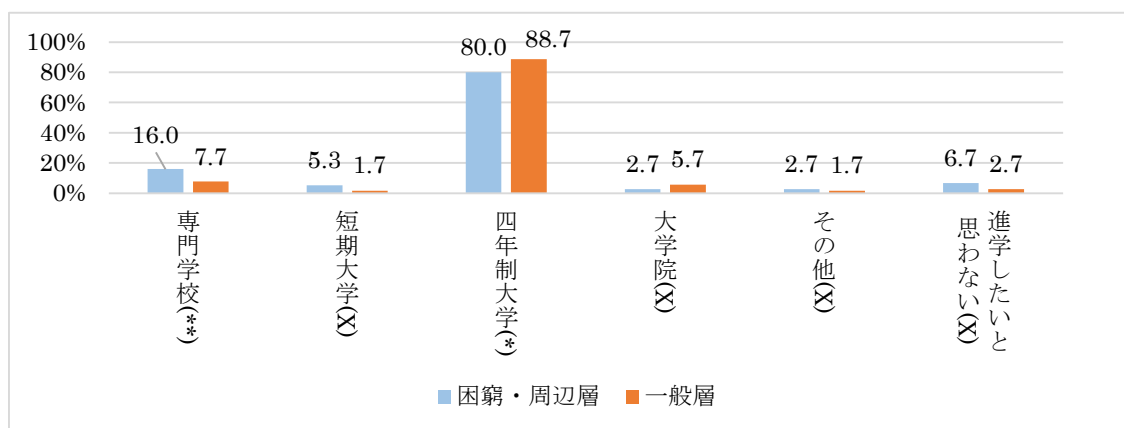
まず、図表 3-2-1 は進学希望についてである。これをみると、困窮層・周辺層、一般層ともに、最も多かったのは「四年制大学」であり、どちらも 8 割を超えている。次に多かったのは「専門学校」であるが、16.0%と 7.7%と「四年制大学」を大きく離しており、中野区の 16～17 歳の大多数が四年制大学以上への進学を希望していることがわかる。近年、特に東京都では大学進学率が高まり、経済状況にかかわらず、四年制大学への進学を希望することはもはや「当たり前」と感じられていることがみて取れる。

一方で、生活困難度別の差もみられ、専門学校と四年制大学については統計的に有意な差があり、専門学校については困窮層・周辺層の割合が高く、四年制大学については一般層の割合が高い。一般層では、88.7%の子どもが四年制大学を希望している。

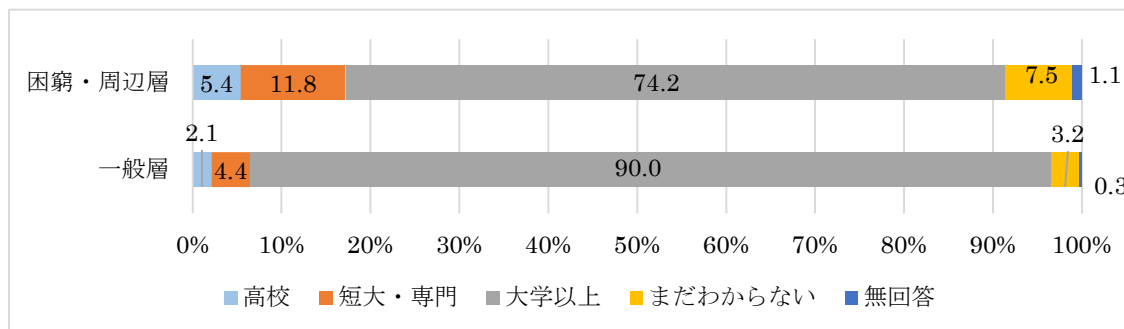
次に、図表 3-2-2 は、保護者の進学期待である。困窮層・周辺層、一般層ともに最も多いのが「大学以上」であることは子ども本人と変わらない。子どもと同様に、両層では統計的に有意な差があり、一般層の親は 90.0%が大学以上の進学期待を寄せているのに対し、困窮層・周辺層では 74.2%に留まっている。この割合は、困窮層・周辺層の子どもと比べても、

若干低い。すなわち、一部の困窮層・周辺層においては、親と子どもの進学希望・期待に食い違いがある場合があることが想像される。本調査では、四年制大学・大学院への進学希望がある子どものうち、約5%は、親の進学期待が「高校まで」「短大・高専・専門学校まで」あるいは「まだわからない」であった（表外）。

図表 3-2-1 生活困難度と子どもの進学希望

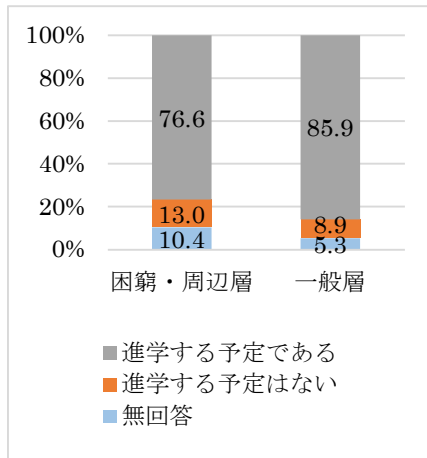


図表 3-2-2 生活困難度と保護者の進学期待 (**)

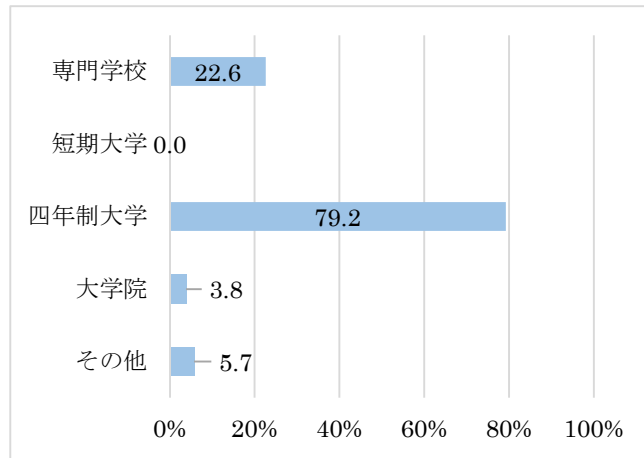


本調査では、子ども本人に進学希望を聞くと同時に、実際の進学予定を聞いている。すると、進学を予定していない16~17歳は一般層では8.9%、困窮層・周辺層では13.0%であった（統計的に有意な差ではない）（図表 3-2-3）。これらの子どもは「進学する予定はない／わからない」と答えているものの、彼ら／彼女らの進学希望をみると、79.2%は「四年制大学」と答えており、必ずしも彼らが進学に対して希望を持っていないわけではないことがわかる（図表 3-2-4）。

図表 3-2-3 実際の進学予定 (X)



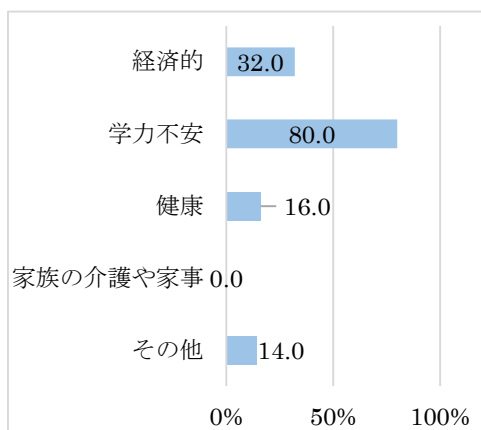
図表 3-2-4 進学予定はないと答えた子どもの進学希望



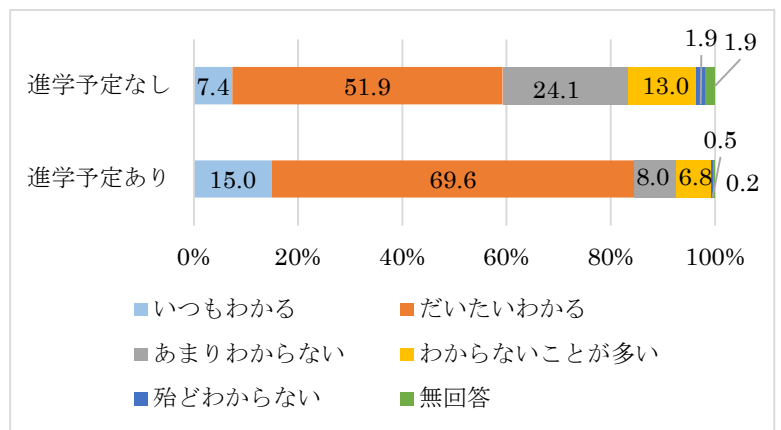
そこで、「進学予定はない／わからない」と答えた子どもに進学しない理由を聞くと、経済的な問題を挙げたのは32.0%であり、最も多い理由は学力不安(80.0%)であった。そのほかには、健康(16.0%)、その他(14.0%)となる。ヤングケアラーが家族のケアのために進学をあきらめることが懸念されているが、本調査においては、「家族の介護や家事」を理由に挙げたものはいなかった(図表 3-2-5)。

このように、進学しない子どもの8割が「学力不安」を進学しない理由として掲げている。しかし、進学予定の有無別に学校の授業の理解度をみると、確かに、進学予定がある子どもに比べて、進学予定がない子どもは「あまりわからない」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」の割合が多いが、これらを合わせても4割にしかならない。逆に、進学予定がない子どもでも6割は「いつもわかる」「だいたいわかる」と答えている(図表 3-2-6)。すなわち、学校の授業の範囲を超える大学受験に向けての学力について不安を抱えている子どもも少なからず存在している。

図表 3-2-5 進学しない理由 (複数回答)



図表 3-2-6 授業の理解度:進学予定の有無別



3. 子どもの授業外の生活

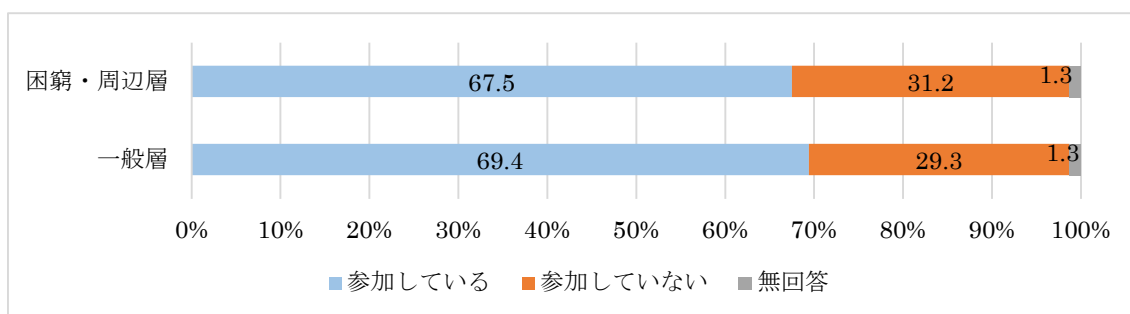
(1) クラブ活動とアルバイト

次に、16～17歳の子どもの、学校の授業以外の時間をどのように過ごしているのかをみることにする。この理由は、年齢が低い子どもについては、放課後クラブや学童保育などの施策が充実しているが、16～17歳の子どものについては親からの自由度も高くなり、そもそもどのように過ごしているのか、どのようなニーズがあるのか、行政からは把握するのが困難であるからである。

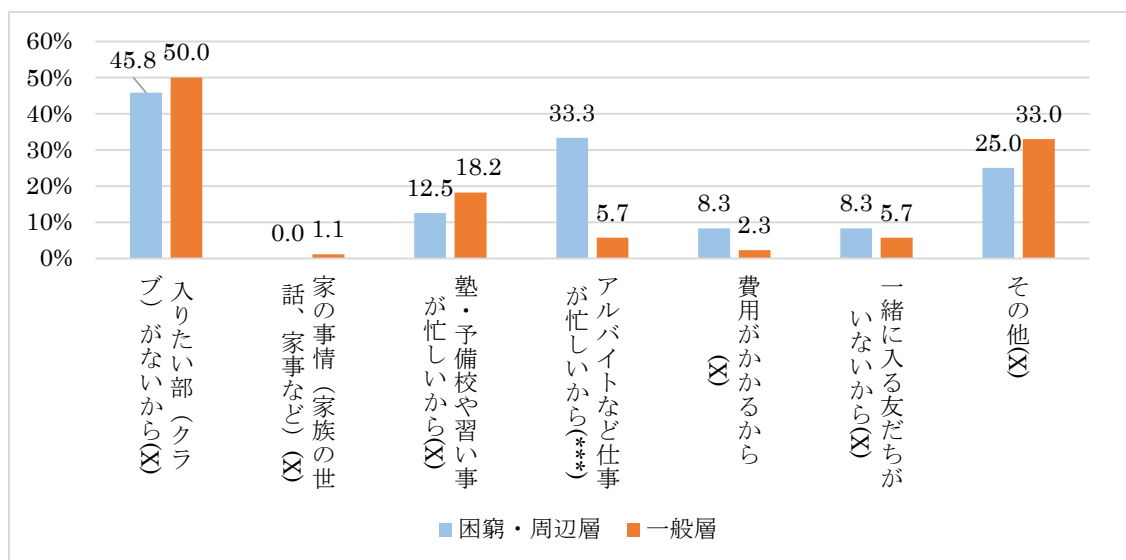
本調査の回答者は、91.4%が全日制高等学校、7.7%が定時制、通信制、高等専門学校などの他の学校に在籍しており、学校に在籍していない回答者はほとんどいない。そこで、ここでは高校生を想定して議論を進める。

まず、学校でのクラブ活動への参加を検討すると、結果は図表 3-3-1 のようになる。ここからは、クラブ参加について生活困難層別にはほとんど差がなく、約7割の16～17歳の子どもがクラブ活動をしていることがわかる。他方で、クラブ活動に参加していない理由についての質問について示したのが図表 3-3-2 である。最も多い理由は、「入りたい部(クラブ)がないから」であり、困窮層・周辺層、一般層ともに約半数の子どもがこれを挙げていた。一方、「アルバイトなど仕事が忙しいから」は困窮層・周辺層では33.3%と二番目の理由となっているが、一般層では5.7%と、「塾・予備校や習い事が忙しいから」の次(「その他」を除き)となっている。「アルバイト」を理由とする割合は、統計的にも有意な差となっている。その他の理由については若干の傾向はみられるものの、有意な差ではなかった。ヤングケアラーなど、家庭における家事や介護などのために、クラブ活動に参加していないという回答者はほとんど存在していなかった。

図表 3-3-1 クラブ活動への参加の有無 (X)

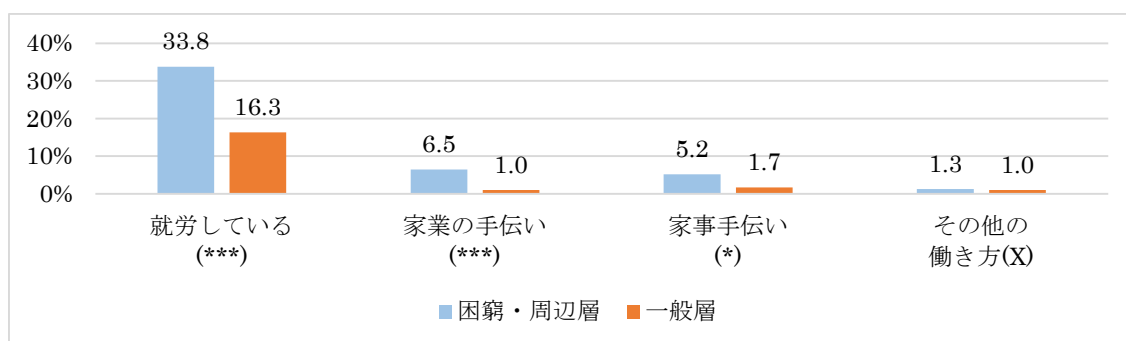


図表 3-3-2 クラブ活動に参加しない理由



次に、高校生が行っている活動として考えられるのがアルバイトである。そこで、「あなたは働いていますか」との問いに対する回答をみると、困窮層・周辺層は 33.8%が、一般層は 16.3%が何らかの就労をしていると回答しており、この差は統計的に有意であった（図表 3-3-3）。また、「家業の手伝い」や、「家事手伝い」をしている子どもも、困窮層・周辺層は一般層に比べて割合が高い。

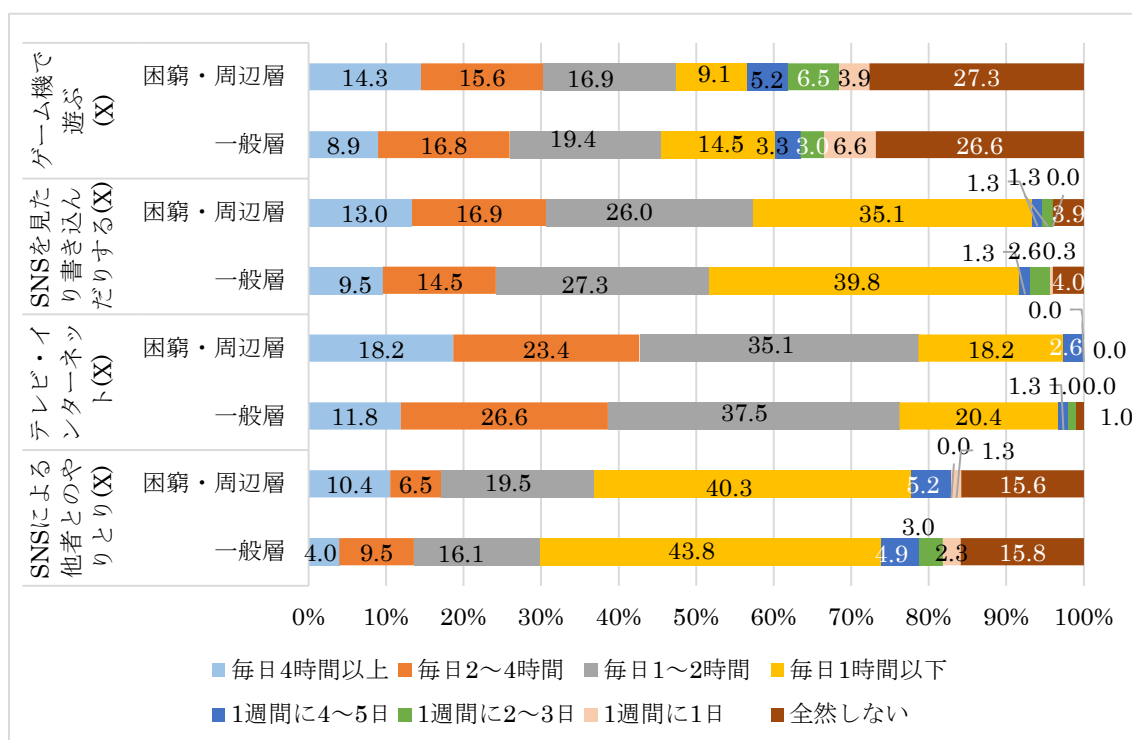
図表 3-3-3 就労している割合



普段の生活について、より直接的に活動内容を尋ねた質問項目の回答傾向をみていくこととする。図表 3-3-4 は、普段それぞれの活動の時間をどれくらいするかについての項目を

まとめたものである。分析の結果、それぞれの活動に生活困難度ごとの有意な差は認められなかった。ただし、どの項目も困窮層・周辺層の方が、若干、値が高くなっている点は留意すべきであろう。というのも、ここに挙げられている項目は基本的に家の中での活動に限られているからである。もちろん、コロナ禍において在宅時間が伸びていることが関係している可能性もあるが、金銭的なことを理由に、普段の活動が家の中に制限されているといえよう。他の自治体における他の年齢層においても、同様に、「家籠り」の傾向が全体、そして特に生活困難層にみられており、また、その傾向がコロナ禍によって強まったことが報告されている。中野区の16～17歳においても同様な状況があると考えられる。

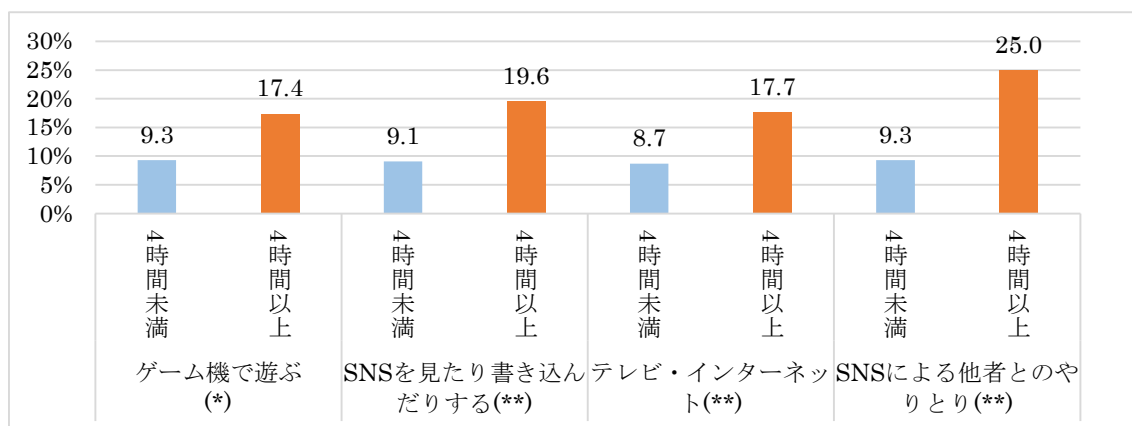
図表 3-3-4 生活困難と普段の活動：生活困難度別 (X)



特に、「SNSによる他者とのやりとり」以外の項目においては、1日に4時間以上をこれらの活動に費やしている16～17歳が1割程度存在している。その割合は、困窮層・周辺層の方が多いが、一般層においても一定数存在する(図表 3-3-4)。そこで、これらの活動に1日に4時間以上を費やす子どもとそうでない子どもについて抑うつ得点(K6)を用いて抑うつ傾向を確認した。本調査では、保護者の抑うつ傾向を表す指標としてK6を利用してい

る。K6は、過去30日の間での心の状況(6項目)を指数化し(保護者票問16から作成)、その合計得点によって、「心理的ストレス反応相当(5点以上)」「気分・不安障害相当(9点以上および10点以上)」「重症精神障害相当(13点以上)」に分類される。ここでは「気分・不安障害相当(9点以上)」を「抑うつ傾向あり」として分析を行う。また分析対象者はすべての項目を回答しているもののみとし、それ以外はすべて「無効回答」として分析から省かれている。図表3-3-5は、抑うつ傾向があると判断されるK6が13ポイント以上の子どもの割合を示している。すると、4つの活動すべてにおいて統計的に有意に4時間以上を費やしている子どもの方が、抑うつ傾向である割合が高いことがわかった。

図表 3-3-5 抑うつ得点 (K6) が 13 点以上の割合：普段の活動別



4. 16～17 歳の子どものニーズ

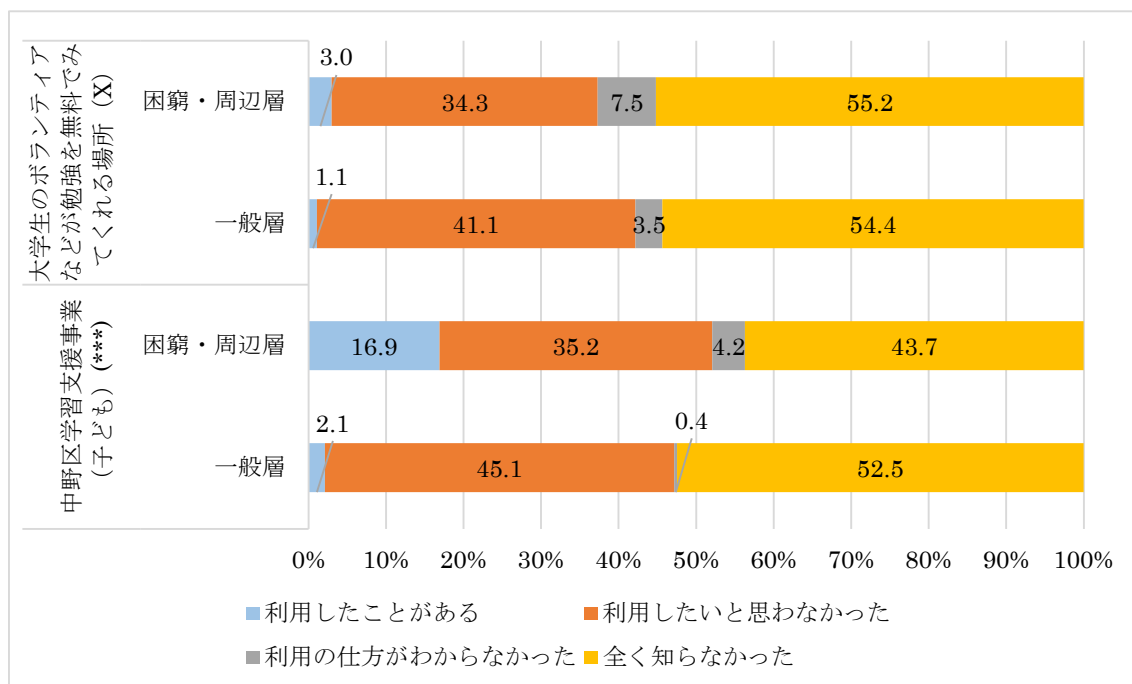
(1) 学習支援のニーズ

最後に、本章では16～17歳の子どもの抱えるニーズについて検討する。まず、着目するのは学習支援事業である。本調査では、子ども票にて様々な支援の制度についての利用経験や利用ニーズについて尋ねる項目が用意されている。ここでは、まず学習支援に関する項目について分析する。

図表3-4-1は、子ども自身の学習支援の利用経験である。どちらの制度も利用したことがない層が8から9割程度と多いが、中野区学習支援事業については、困窮層・周辺層では利用したことがある割合が16.9%と、一般層を大きく上回っている。図表3-4-1には、利用していない理由の内訳についても示しているが、利用の仕方がわからない層は少なく、利用意

向がない層と制度を知らない層に二分されているとあってよいだろう。

図表 3-4-1 子どもの学習支援の利用経験：生活困難度別



これをみると、制度をそもそも「全く知らなかった」層に、周知することが課題として浮かび上がるが、この層が利用意向を持っているとは限らない点も重要である。上記の質問で「全く知らなかった」と回答した回答者のみを抜き出し、利用意向についての傾向をまとめたのが図表 3-4-2 である。制度を知らなかった多くの回答者は、機会があっても利用したいと思っていないことがわかる。なお、この点について困窮層・周辺層と一般層に分けて分析することは、分析に耐えうるサンプルサイズの確保ができないため記載していないが、傾向としては大きな違いはみられなかった。他方で、利用したいと思っているのに制度を知らなかったケースも存在しており、上記のことを踏まえても制度の周知は重要であろう。あるいは、利用したいと思わなかった人々がなぜそう思うのかを明らかにすることで、制度の改善・拡充等を図ることができるだろう。

図表 3-4-2 制度を知らなかった層の利用意向

| | 利用したいと思う | | 思わない | | 無回答 | | 合計 | |
|----------------------|----------|-------|------|-------|-----|-------|-----|-------|
| | n | % | n | % | n | % | n | % |
| ボランティアなどが勉強を無料でみてる場所 | 38 | 14.5% | 194 | 74.0% | 30 | 11.5% | 262 | 100.0 |
| 中野区学習支援事業 | 33 | 13.4% | 188 | 76.1% | 26 | 10.5% | 247 | 100.0 |

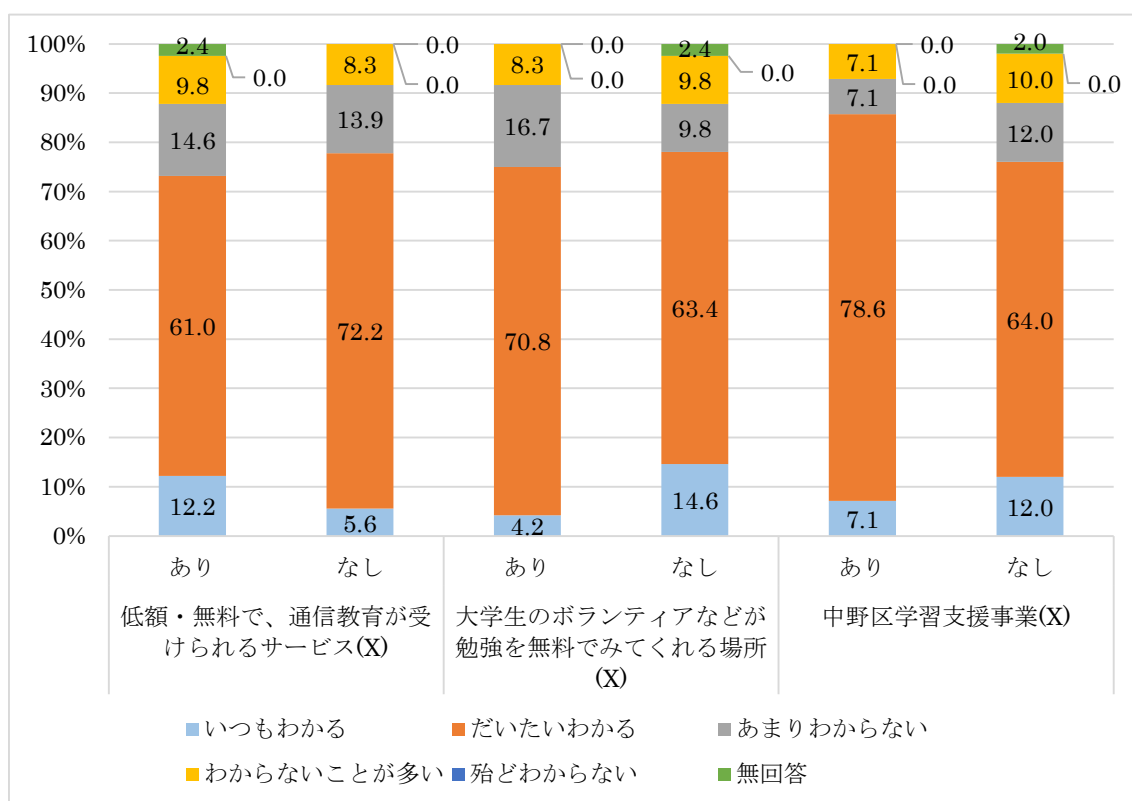
本調査では、「低額・無料で、通信教育が受けられるサービス」についても、子ども自身の利用意向を聞いている（図表 3-4-3）。これをみると、困窮層・周辺層の子どもたちの約半数以上（53.3%）が、「使ってみたい」または「興味がある」と答えている。この割合は、一般層に比べて、2倍以上である。また、「使ってみたい」とした割合を他の学習支援と比べてみると、困窮層・周辺層では「ボランティアなどが勉強を無料でみてる場所」とほぼ同率、「中野区学習支援事業」よりも多くなっている。これをみると、対面による学習支援事業と共に、通信教育による学習支援は、特に困窮層・周辺層には求められているといえよう。

図表 3-4-3 学習支援の利用意向と生活困難度

| | | 使ってみたい | | 興味がある | | 使いたくない | | 使う必要はない | |
|----------------------------|---------|--------|------|-------|------|--------|-----|---------|------|
| | | n | % | n | % | n | % | n | % |
| 低額・無料で、通信教育が受けられるサービス(***) | 困窮層・周辺層 | 23 | 29.9 | 18 | 23.4 | 5 | 6.5 | 31 | 40.3 |
| | 一般層 | 40 | 13.4 | 59 | 19.7 | 20 | 6.7 | 180 | 60.2 |
| ボランティアなどが勉強を無料でみてる場所 | 困窮層・周辺層 | 24 | 31.2 | | | | | | |
| | 一般層 | 73 | 24.0 | | | | | | |
| 中野区学習支援事業 | 困窮層・周辺層 | 14 | 18.2 | | | | | | |
| | 一般層 | 50 | 12.2 | | | | | | |

次に、困窮層・周辺層の中で、これら学習支援事業の利用意向がある子ども（「使ってみたい」＋「興味がある」）と、利用意向がない子ども（「使いたくない」「使う必要はない」）の授業の理解度をみた。すると、どの事業においても利用意向がある子どもとない子どもの間に授業の理解度についての統計的に有意な差はみられなかった（図表 3-4-4）。すなわち、これら学習支援事業の利用意向がある子どもが、他の生活困難層の子どもと比べて、特別に学力が低いわけではない。また、特に勉学意識が強いというわけでもない。

図表 3-4-4 学習支援の利用意向の有無と授業の理解度（困窮層・周辺層のみ）



(2) 居場所のニーズ

次に、前節でみた 16～17 歳の生活状況を鑑み、彼らの居場所ニーズについて検討する。まず、子ども票からみた居場所に関する事業の利用意向をみた（図表 3-4-5）。この中で、最も「使ってみたい」と答えた割合が多いのは困窮層・周辺層、一般層ともに「家で勉強でき

ない時、静かに勉強ができる場所」であり、困窮層・周辺層では49.4%が「使ってみたい」と答えている。次に多かったのは、困窮層・周辺層では「家以外で休日にいることができる場所」、一般層では「家以外に平日の放課後に夜までいられる場所」であった。

また、生活困難度によって有意な差が確認できたのは、「家以外で平日の放課後に夜までいられる場所」「家から出て学校に通うことができる低額・無料の寮」の2つである。この2つについては、他の居場所事業に比べて、自宅そのものから離れる性質を持っており、貧困層における早い離家の傾向があるという既存研究の結果と整合的である。

その他の居場所事業については、生活困難度に関わらず、16～17歳の子ども3割から6割が「使ってみたい」「興味がある」と答えており、普遍的なサービスとして展開されることが望ましい。

図表 3-4-5 居場所の利用意向と生活困難度

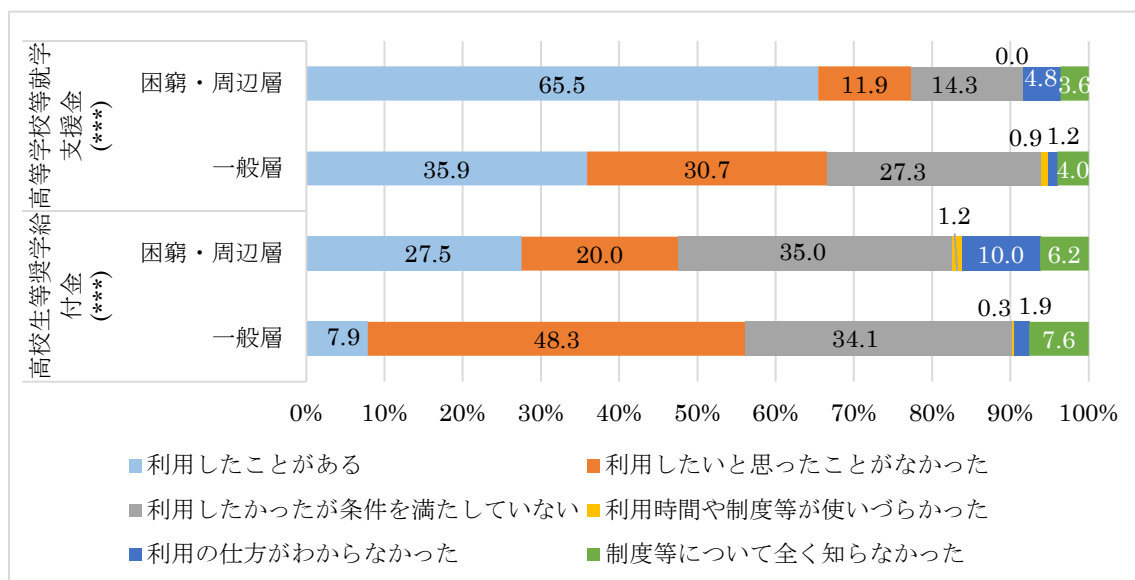
| | | 使ってみたい | | 興味がある | | 使いたくない | | 使う必要はない | |
|-----------------------------|---------|--------|------|-------|------|--------|-----|---------|------|
| | | n | % | n | % | n | % | n | % |
| 家以外で平日の放課後に夜までいられる場所(**) | 困窮層・周辺層 | 18 | 23.4 | 23 | 29.9 | 4 | 5.2 | 32 | 41.6 |
| | 一般層 | 61 | 20.4 | 51 | 17.1 | 17 | 5.7 | 170 | 56.9 |
| 家以外で休日にいることができる場所 | 困窮層・周辺層 | 20 | 26.0 | 20 | 26.0 | 4 | 5.2 | 33 | 42.9 |
| | 一般層 | 55 | 18.5 | 58 | 19.5 | 11 | 3.7 | 174 | 58.4 |
| 子どもが自由に集まり、活動できる場所 | 困窮層・周辺層 | 13 | 17.1 | 22 | 28.9 | 7 | 9.2 | 34 | 44.7 |
| | 一般層 | 44 | 14.8 | 63 | 21.1 | 18 | 6.0 | 173 | 58.1 |
| 家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所 | 困窮層・周辺層 | 38 | 49.4 | 11 | 14.3 | 2 | 2.6 | 26 | 33.8 |
| | 一般層 | 106 | 35.6 | 66 | 22.1 | 11 | 3.7 | 115 | 38.6 |
| 学校以外でなんでも相談できる場所 | 困窮層・周辺層 | 14 | 18.4 | 19 | 25.0 | 7 | 9.2 | 36 | 47.4 |
| | 一般層 | 37 | 12.4 | 71 | 23.7 | 17 | 5.7 | 174 | 58.2 |
| 家から出て学校に通うことができる低額・無料の寮(**) | 困窮層・周辺層 | 13 | 17.1 | 13 | 17.1 | 5 | 6.6 | 45 | 59.2 |
| | 一般層 | 27 | 9.1 | 28 | 9.4 | 17 | 5.7 | 226 | 75.8 |

(3) 教育資金のニーズ

続いて、教育資金のニーズについて、学びに関する項目に絞って検討することとしよう。具体的には、保護者票の「高等学校等就学支援金」「高校生等奨学給付金」についての利用経験や利用意向についての質問の回答傾向を検討していくこととする。

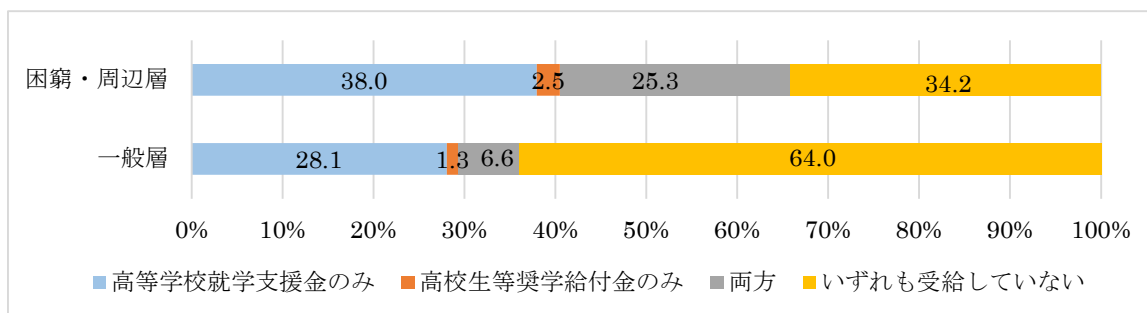
まず、利用経験について図表 3-4-6 にまとめた。高等学校等就学支援金は、困窮層・周辺層では 65.5%、一般層でも 35.9%と幅広い 16～17 歳に利用されている。高校生等奨学給付金は、非課税世帯や生活保護受給世帯が対象であるため、利用したとする割合は、高等学校等就学支援金よりも少なくなるが、それでも困窮層・周辺層の 27.5%、一般層の 7.9%が利用している。どちらの制度についても、生活困難度別に有意な差を示しており、基本的にどの制度も困窮層・周辺層の方が利用した経験の割合が高い。また、利用したいと思ったことがないという回答も一般層では高くなっている。

図表 3-4-6 教育費支援制度の利用： 生活困難度別 (無回答を除く割合)



生活困難度別に、この二つの制度の併用状況を見ると (図表 3-4-7)、困窮層・周辺層においても 34.2%はいずれも受給していない。また、グラフからは除外しているが、困窮層・周辺層の約 1 割は本設問に対する回答が無回答となっており、これら無回答の世帯の中にも非受給の世帯がある可能性もある。

図表 3-4-7 教育費支援制度の併用： 生活困難度別 （無回答を除く割合）



図表 3-4-6 に戻ると、「利用しなかったが条件を満たしていない」という回答が、困窮層・周辺層、一般層、ともに前者については 14.3%、27.3%、後者については、35.0%、34.1% となっていることも注視すべきであろう。すなわち、困窮層・周辺層において、これら制度のニーズがあるにも関わらず、制度上の対象者の設定により受給することができない世帯が相当数存在する。または、これら制度のニーズは、困窮層・周辺層のみならず、一般層にもみられる。さらに、困窮層・周辺層には、利用の仕方が分からなかった層が一定数いる。制度の周知も課題であろう。

(4) 考察

以下に、本章の分析から得られた知見をまとめ、そこからの考察を述べる。まず、生活にかなりの困難を抱える困窮層・周辺層においても、8割以上の 16～17 歳は「四年制大学」以上の進学希望を持っていることがわかった。しかしながら、困窮層・周辺層においては親の進学期待は子どものそれを若干下回っており、さらに、子ども本人の 13.0%は「進学する予定はない／わからない」と答えている。この割合は、「高校」までを進学期待とする困窮層・周辺層の親（5.4%）よりも多く、少なくない困窮層・周辺層の 16～17 歳が自身の進学についてあきらめている、または不安に思っている状況が推察できる。彼らの 8割は「学力不安」、3割は「経済的」制約を進学しない理由として挙げているが、彼らが必ずしも大学進学が難しい学力にあるわけでもない。

近年の高等教育における教育費の軽減政策は拡充されてきており、また、少子化の折、受験状況も変化しつつある。これを考えると、適切な進学指導と情報提供があれば、進学希望がある子どもにとって決して進学は夢ではなくなっている。進学指導については、それぞれの学校にて行っているが、高校 2 年生という時期において、それがどれほどなされてい

るのかは不明である。さらに、受験生チャレンジ支援貸付事業などの制度も中学3年生・高校3年生が対象であることから、これら制度の周知についても、この時期においては行われていない可能性もあろう。しかし、本調査が行われたのが高校2年生の1月であることを踏まえると、進学に関する子どもの不安を取り除き、早い時期から自分の進学希望が叶う道筋を立てることができるよう情報提供・進路相談を行うことが望ましいと考えられる。

次に、16～17歳の生活の内容をみると、困窮層・周辺層では約3割が就労、6.5%が家業の手伝い、5.2%が家事手伝いをしており、この割合は一般層の2倍、6倍、3倍となっている。高校生の就労や家業手伝い、家事手伝いが、長期的な観点からみてどのように影響するのかについてはさまざまな説があり、明確な良し悪しが決められるわけではない。しかしながら、先行研究からは高校生の就労は勉強時間には負の関係があることがわかっており、もし、これらが理由で彼らの大多数が希望している四年制大学への進学が叶わないのだとすれば、これは問題視するべきであろう。

より懸念されるのは、「ゲーム機で遊ぶ」「SNSを見たり、書き込んだりする」「テレビ・インターネットを見る」「SNSによる他者とのやりとり」を1日4時間以上行う16～17歳が1割以上、特に、困窮層・周辺層では1～2割存在することである。他の自治体における他の年齢層においても「家籠り」の傾向がコロナ禍を経て高まったことが報告されているが、ここでも同様のことが起こっていると考えられる。これらの活動を1日に4時間以上行っている子どもはそうでない子どもに比べて抑うつ特定が統計的に有意に高く、問題があるといえよう。これら活動時間を縮小するために、これらの活動以外の魅力的な活動を提供する必要がある。子ども自身の回答から、居場所事業については、困窮層・周辺層、一般層ともに最も高い割合で「使ってみたい」とされたのが「家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所」であり、困窮層・周辺層では半数、一般層でも3分の1以上の子どもが「使ってみたい」と答えている。また、「家以外で休日にいることができる場所」「家以外で平日の放課後にいることができる場所」のニーズも高い。まずは、このような多機能がある居場所がすべての子どもにアクセスできる場所にあることが望ましいであろう。

教育費支援については、かなりの生活困難を抱えている困窮層・周辺層においても、約3分の1の世帯が、高校生等奨学給付金も高等学校就学支援金も受給していないと答えていることが懸念される。他方で、困窮層・周辺層、一般層ともに、両制度を利用したいが条件を満たしていないという回答が一定割合あるように、利用することへの関心はあると言っただろう。制度の対象制限を今一度見直す必要があるであろう。

第4章 住宅と暮らしに関する分析

1. はじめに

住宅費は、家計の中で最も大きい費目であり、他の費目を圧迫しやすい。これまでの研究では、家庭の家賃負担率が高いことが子どものはく奪指標の増加に影響を与えることが指摘されてきた。そこで、本章では、住宅費および住宅の質が人々、特に子どもの暮らしに与える影響を分析していく。まず、本章では、住居形態と生活困難の関係を概括する。次に、先行研究に倣い、本章でも家賃負担率に焦点を当てた分析を行う。そして、子どものはく奪経験のなかでも住居に関するはく奪指標と子どもの困難の関係を記述する。これらの検討を通じて中野区の子育て世帯の住まいに関する状況を検討していきたい。

2. 住宅についての概観

まず、本調査での中野区における住居形態の割合を、図表4-2-1に示した。持ち家が74.7%、民間の賃貸住宅が16.1%、都営または市営（区営）の賃貸住宅が2.5%、UR都市再生機構・公社などの賃貸住宅が0.5%、給与住宅（社宅・公務員住宅）が3.8%、間借り・その他が2.4%となっている。この傾向は、他の2区を含めた16～17歳世帯の3区全体の割合と比較しても大きな違いはない。全体として持ち家の割合が高く、次いで民間の賃貸住宅が高い割合を占めている。そのほかの住居形態については、比較的低い割合となっている。

図表 4-2-1 住居形態の割合

| 住居形態 | 全体に対する割合 | |
|-----------|------------|--------------|
| | 中野区(n=834) | 3区全体(n=2204) |
| 持ち家 | 74.7% | 75.4% |
| 民間賃貸住宅 | 16.1% | 15.8% |
| 都営・市営賃貸住宅 | 2.5% | 3.2% |
| UR・公社賃貸住宅 | 0.5% | 0.7% |
| 給与住宅 | 3.8% | 2.8% |
| 間借り・その他 | 2.4% | 2.1% |

以下では、住居形態の傾向を鑑みて、持ち家以外の、民間賃貸住宅、都営または市営（区営）の賃貸住宅、都市再生機構（UR）公社などの賃貸住宅、給与住宅（社宅・公務員住宅）、間借り・その他を【賃貸住宅】として、一つのカテゴリーとして扱う。その住居形態ごとに家賃平均を算出したのが図表 4-2-2 である。3つの区を比較すると、どの区も住宅費平均は賃貸住宅の方が高い。そしてどちらの住居形態においても豊島区が最も高く、中野区、墨田区の順番となっている。

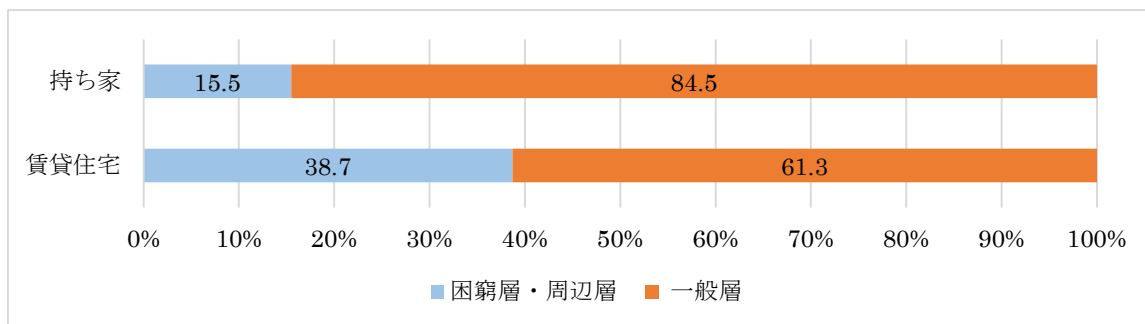
図表 4-2-2 住居形態ごとの住宅費平均

| 居住区 | 住居形態 | 1か月の住宅費平均（円） |
|-----|------|--------------|
| 中野区 | 持ち家 | 82,676 |
| | 賃貸住宅 | 107,983 |
| 墨田区 | 持ち家 | 74,876 |
| | 賃貸住宅 | 92,312 |
| 豊島区 | 持ち家 | 89,613 |
| | 賃貸住宅 | 118,861 |

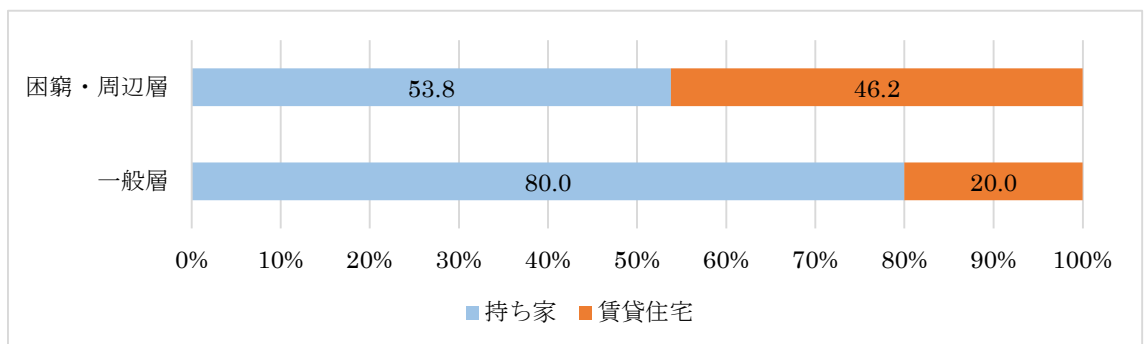
次に、住居形態ごとに生活困難度がどのように異なるのかを図表 4-2-3 および図表 4-2-4 に示した。図表 4-2-3 は行方向に住居形態をとったもので、図表 4-2-4 は行と列を逆転したものである。まず、図表 4-2-3 からは住居形態の大多数を占める持ち家においては、84.5%が一般層となっており、困窮層・周辺層は2割に満たないことがわかる。また次に賃貸住宅においては、61.3%が一般層に該当し、困窮層・周辺層が38.7%である。

また、図表 4-2-4 には、生活困難度ごとの住居形態を示している。一般層の80.0%は持ち家に住んでいるのに対して、困窮層・周辺層では53.8%である。

図表 4-2-3 住居形態ごとの生活困難度の割合 (***)



図表 4-2-4 生活困難度ごとの住居形態の割合 (***)



このように生活困難度と住居形態には一定の傾向が認められる。ではこの住居形態は人々にとってどのような意味を持っているのだろうか。以下では主に住居の指標の中でも住宅費の負担率と子どもの住居に関するはく奪経験に着目することとしたい。住宅費の負担率とは、世帯の所得に対して住宅費が占める割合として定義される。なお、ここでは持ち家の場合の住宅ローン返済額、賃貸の場合の家賃・間代を合わせて「家賃負担率」とする。家賃負担率が高いということは、所得の多くを住居費に回さざるを得ない状況が想定される。子どもの住居に関するはく奪経験について詳細は後述するが、自室がないことが心理的負担や学力に影響することが想定される。

3. 家賃負担率と人々の生活のかかわり

(1) 家賃負担率

まず、家賃負担率は次のように計算した。保護者票の問 8-1 は「1 か月あたりの住居費負担はいくらですか。持ち家の場合は住宅ローン返済額、賃貸の場合は家賃または間代および共益費または管理費（共用部分の電気料・清掃費など）を教えてください。※住居費の負担がない場合は 0 とご記入ください」である。この回答は A「持ち家」B「賃貸住宅」にそれぞれ 1 か月あたりの家賃を回答者が記入する形式となっている。この回答には桁数を間違えていると思われるもの（例えば、16 円という回答は 16 万円の記入ミスと思われる）や、常識的に想定されないローン額（1 か月 150 万円など）を記載しているケースがあった。前者については、分析者の判断で推測される値に修正して計算を行った。後者については、サンプルサイズに大きな影響を与えないため除外して計算を行った。そのように計算された家賃を 12 倍し、1 年分の家賃を算出する。その後、第 2 章の生活困難度指標の策定の途上で得られた世帯の合計可処分所得で 1 年間の家賃を割ったもののパーセンテージが家賃負担率である。なお、家賃負担率の算出の際に家賃負担率が 100% を超え、かつ家計状況が赤字ではない世帯については分析から除外している。以上のことを踏まえて算出した家賃負担率を便宜的に 4 つに区分したものが以下の表 4-3-1 である。

さらに、この中でも家賃負担率が 20% を超える世帯を高家賃負担、それ以外を低家賃負担とした。一般的に高家賃負担の基準は、当該地域における年収が 200 万未満の世帯が民間賃貸住宅に支払っている家賃負担率の平均と設定することが多い。しかし、本調査において同様の計算方法を用いると基準の算出に用いることのできるケースが 5 世帯未満となってしまう。そこで、本章では、高家賃負担の基準を家賃負担率 20% 以上の世帯として定義することとした。これにより、一般的な基準よりも幅広い世帯が高家賃負担世帯に該当することとなる。

図表 4-3-1 家賃負担率別の世帯の割合

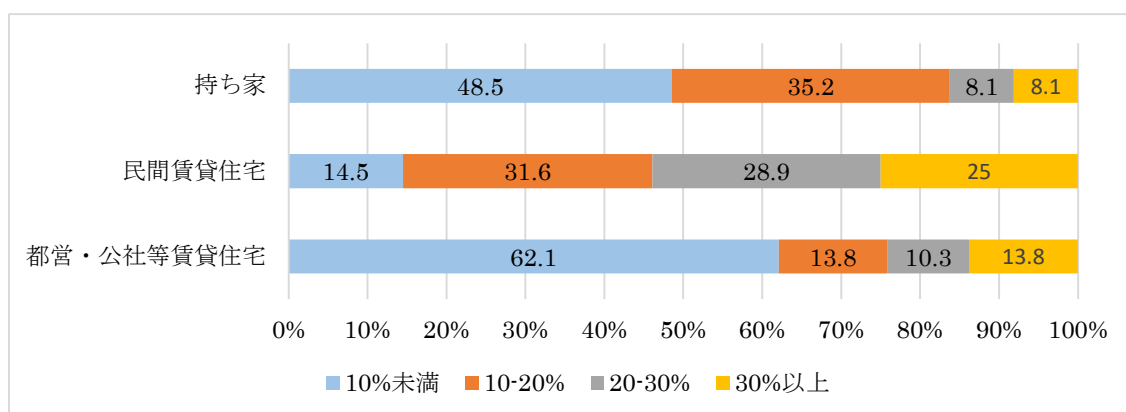
| 低家賃負担 | | 高家賃負担 | |
|-------|--------|--------|-------|
| 10%未満 | 10~20% | 20~30% | 30%以上 |
| 46.1% | 29.8% | 12.1% | 12.1% |

次に、家賃負担率と住居形態および生活困難度の関連を示したのが図表 4-3-2 および図表 4-3-3 である。まず、図表 4-3-2 に示した住居形態との関係からみると、高家賃負担（家賃負担率 20%以上）の世帯と低家賃負担世帯の割合が住居形態によって異なることがわかる。持ち家は、およそ 80%が低家賃負担であるのに対して、民間賃貸住宅は 50%以上が高家賃負担世帯である。興味深いのは、都営・公社等賃貸住宅は 75%程度が低家賃負担となっていることである。これは公設の住居が人々の生活を支える重要な施策となりうることを示している。

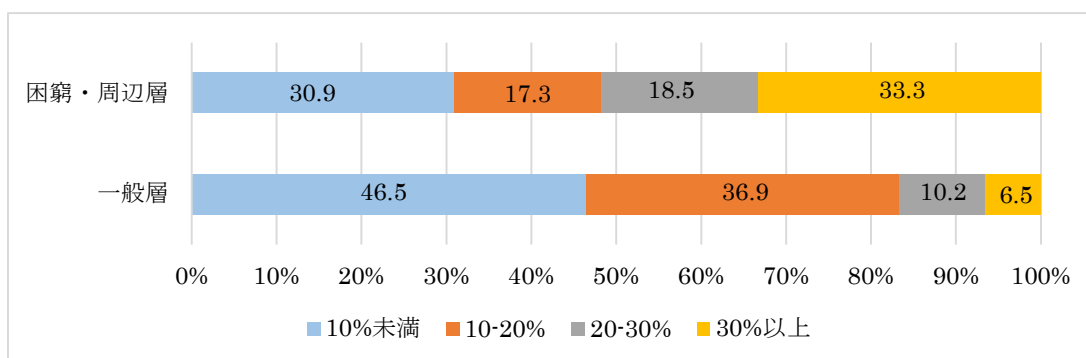
そして、図表 4-3-3 をみると、困窮層・周辺層では、家賃負担率が 30%以上の割合が約 3 分の 1（33.3%）となり、一般層を大きく上回っていることがわかる。このことから、生活困難層には一般層に比べて重い家賃負担がのしかかっているといえる。

さらに、図表 4-3-4 には、世帯類型ごとの住居負担率を示した。ここからはひとり親世帯の方が高家賃負担率で過ごしている割合が高いことがわかる。これも統計的に有意な差が確認された。

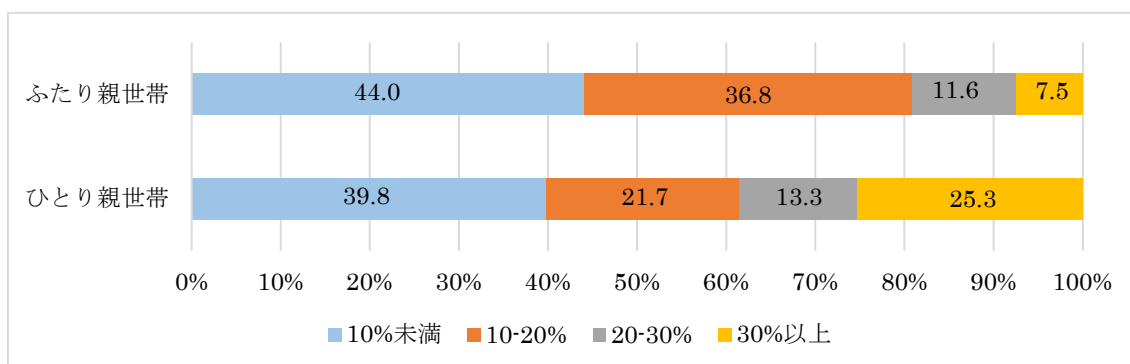
図表 4-3-2 家賃負担率の割合：住居形態別 (***)



図表 4-3-3 家賃負担率の割合：生活困難度別 (***)



図表 4-3-4 家賃負担率の割合：世帯タイプ別 (***)



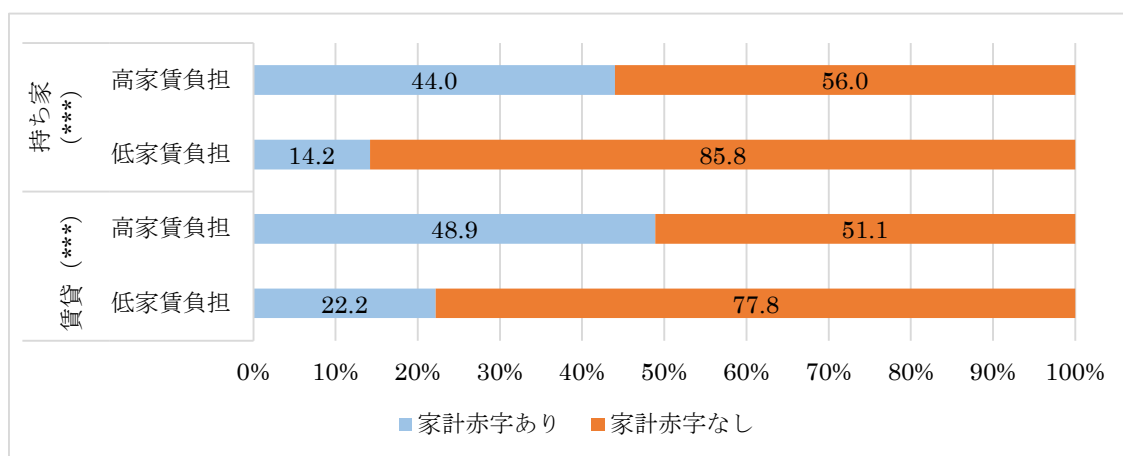
他方で、家計に占める家賃負担率が高いことはいったいどのような負担となっているのだろうか。より正確に言えば、家計において家賃負担が重くのしかかるとき、それはどのような影響を世帯にもたらすのであろうか。次項ではこの点について検討していく。

(2) 家賃負担率と生活の関係

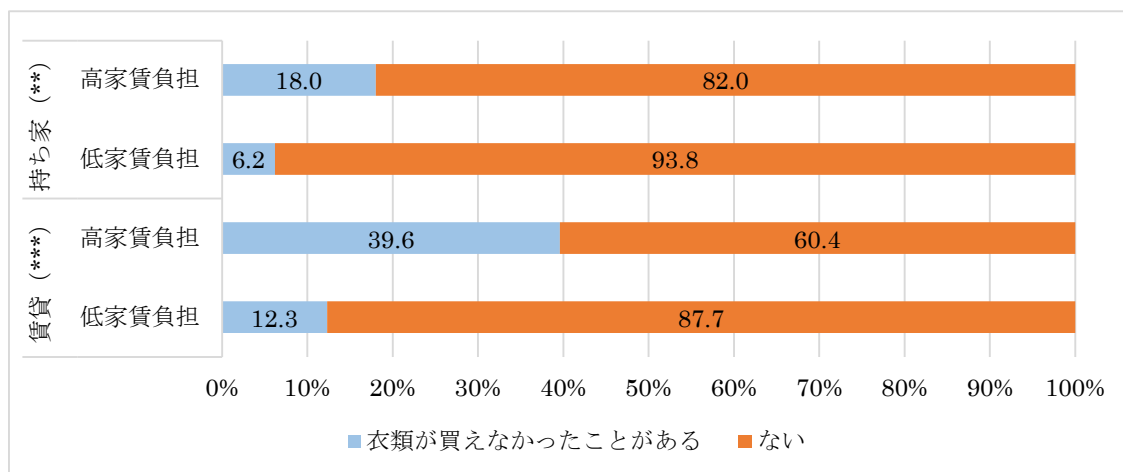
ここでは家賃負担率が世帯の家計に与える影響を検討していく。ただし、先にみたように、生活困難層は賃貸住宅の割合が多く、かつ、住宅ローンはのちに世帯の資産として残るため、住宅費に対する政策は主として賃貸住宅を対象にしている。そのため、賃貸住宅に限定して分析を行う視点が大切である。他方で、本調査は持ち家の割合が高く、賃貸住宅に分析の対象を限定することはサンプルサイズを著しく限定することになってしまう。そこで、以下では、持ち家と賃貸住宅を分けて示すこととする。

以下では、家計の赤字状況（図表 4-3-5）、衣類（図表 4-3-6）や食料（図表 4-3-7）が買えなかった経験の頻度、学習塾への通塾状況（図表 4-3-8）についてそれぞれ検討する。分析の結果、すべての経験について、賃貸住宅世帯においては高家賃負担率の世帯と低家賃負担率の世帯の間で統計的に有意な差が確認された。また、食料が買えなかった経験以外の経験については、持ち家世帯においても高家賃負担率の世帯と低家賃負担率の世帯の間で有意な差が確認された。いずれも、高家賃負担率の方が生活困難を経験している割合が高いという結果となっている。

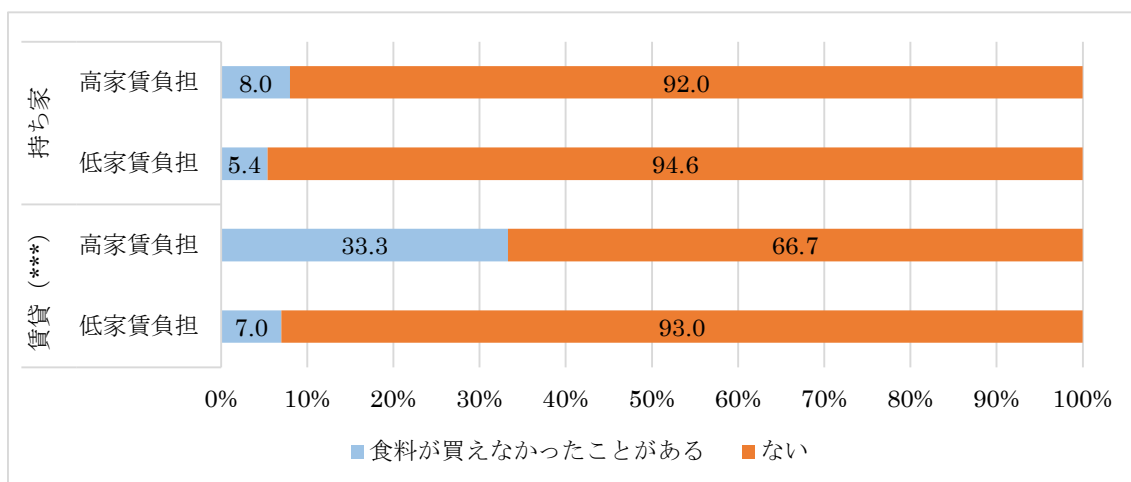
図表 4-3-5 家計赤字と家賃負担率



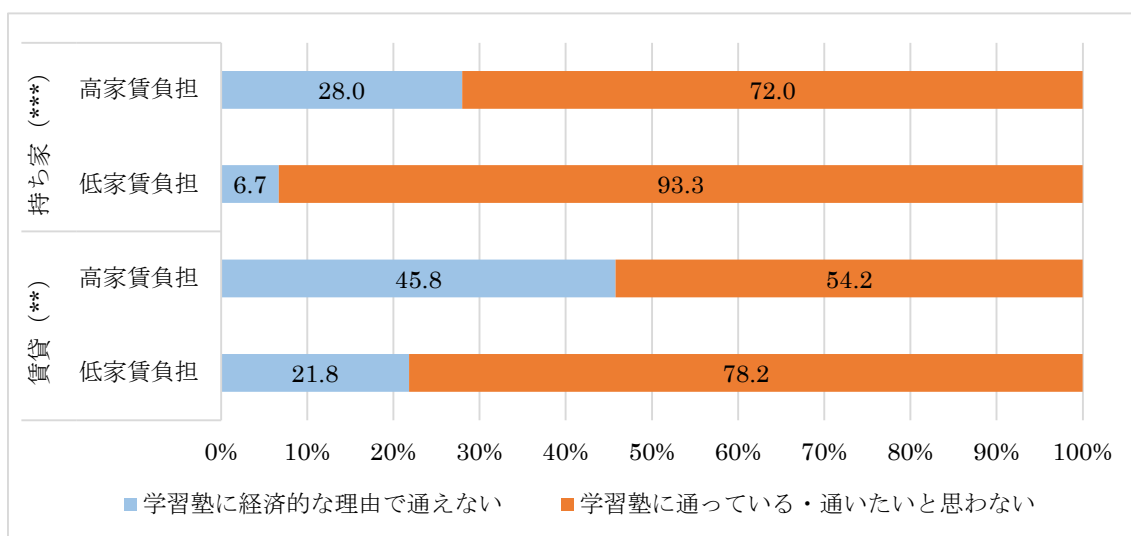
図表 4-3-6 衣類が買えなかった経験と家賃負担率



図表 4-3-7 食料が買えなかった経験と家賃負担率



図表 4-3-8 通塾状況と家賃負担率



4. 子どもの住居と生活

次に子どもの生活への影響を検討する。まず、子どもの学校における授業の理解度は家賃負担率や住居形態と相関関係をみたが、この2者に相関関係はなかった（表外）。そこで、以下では、より直接的に子どもの居住についての項目（子どもの快適な居住環境のはく奪）と授業の理解度などとの関連を分析する。

本調査のなかでは、「自分の部屋」と「家の中で勉強ができる場所」という自身の住環境についての質問項目がある。この回答は「持っている」「持ちたいが持っていない」「持ちたくない・いらぬ」の3つから選択することとなっている。そこで、この二つの質問のいずれか一つでも「持ちたいが持っていない」と回答した場合を「居住はく奪あり」、どちらもそうではない場合「居住はく奪なし」とした。その結果、それぞれの回答数は居住はく奪ありが101、なしが402であった。つまり全体の4分の1程度は居住はく奪ありと回答していることとなる。まず、図表4-4-1は、居住はく奪指標と居住形態、世帯類型、生活困難度の関係を示したものである。これをみると、ここまで検討してきた困難の指標と関係していることがわかる。

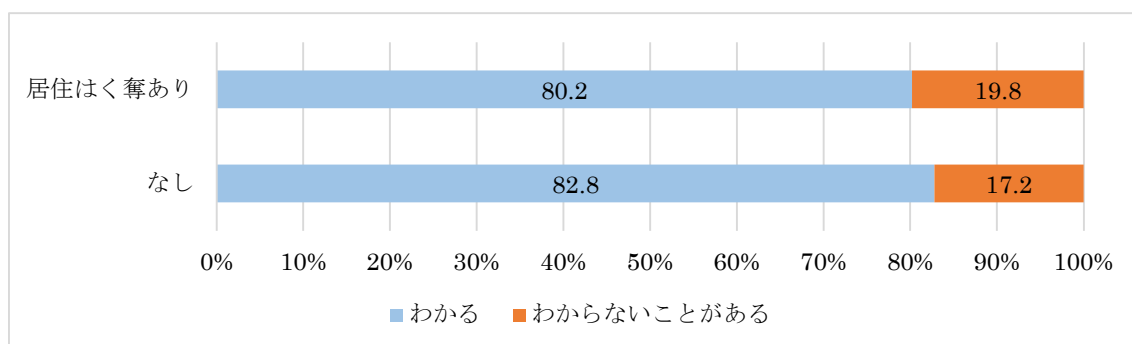
図表 4-4-1 居住はく奪と他の変数の関係

| 居住はく奪 (%) | 居住形態 (***) | | 世帯類型 (X) | | 生活困難度 (**) | |
|--------------|------------|------|----------|------|------------|---------|
| | 持ち家 | 賃貸 | ふたり親 | ひとり親 | 一般層 | 困窮層・周辺層 |
| あり | 15.7 | 32.2 | 20.4 | 15.1 | 17.4 | 28.6 |
| なし | 84.3 | 67.8 | 79.6 | 84.9 | 82.6 | 71.4 |

これを踏まえて以下では、授業の理解度（図表4-4-2）、勉強時間（図表4-4-3）、進学希望（図表4-4-4）といった点を見ていくこととする。

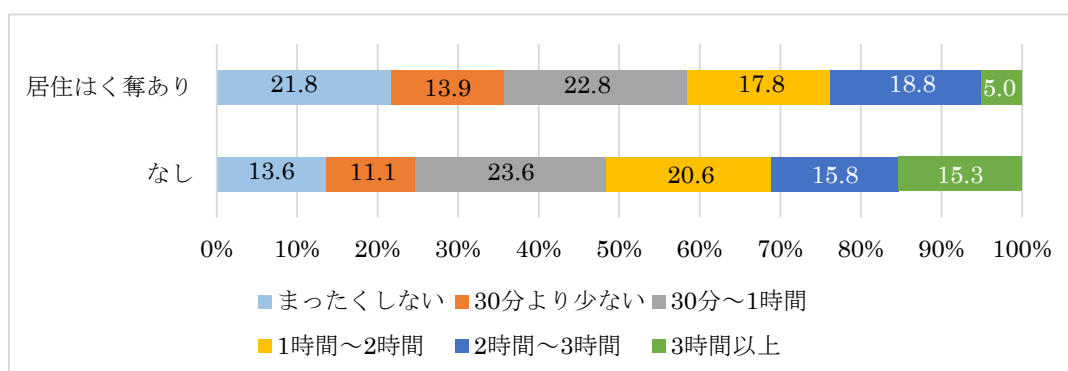
まず、授業の理解度については、居住はく奪の有無との関連はみられなかった。これは第3章でもみた、生活困難度と授業の理解度に関連がないことと同様の知見を示していると考えられる。つまり、16-17歳段階においては、すでに学力別での層化が進んでおり、授業の内容がそもそも異なる高校に進学しているといった要因が考えられる。

図表 4-4-2 居住はく奪と授業の理解度(X)



次に、図表 4-4-3 では、居住はく奪と勉強時間の関係を示している。これを見ると、居住はく奪が、勉強時間と有意に関連していることがわかる。具体的には、「まったくしない」と答えた割合が居住はく奪ありと答えた 16-17 歳では、21.8%と高く、「3 時間以上」と答えた割合は、居住はく奪なしと答えた 16-17 歳で 15.3%と高くなっている。

図表 4-4-3 居住はく奪と勉強時間 (**)

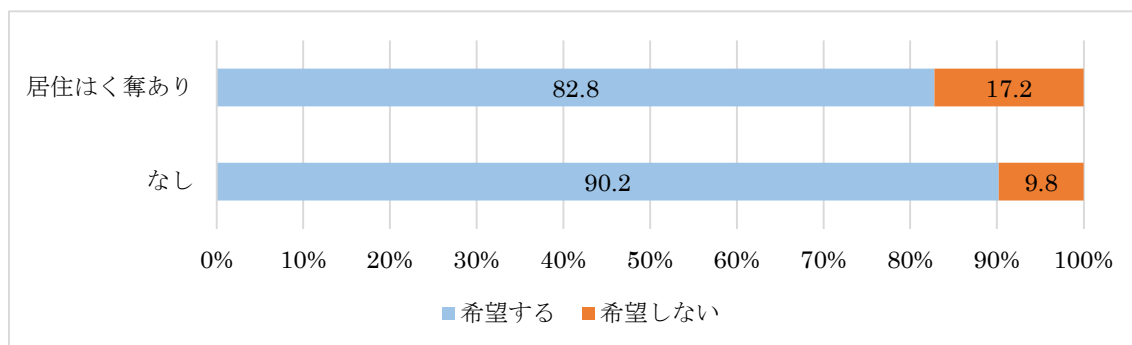


しかし、この関係は、そもそも居住はく奪がある子どもは、生活困難層であったり、世帯の家計が厳しいなどの理由で大学等への進学をあきらめている、もしくは、希望していないがために、勉強時間が少なくなっていると解釈することもできる。すなわち、居住はく奪の状況があるがために、勉強時間が少なくなっているわけではなく、居住はく奪となるようなその他の要因（世帯の貧困など）が、子どもの進学意欲や勉強意欲に影響しているという因果関係も考えられる。

そこで、居住はく奪の有無別に大学進学希望をみてみると、確かに、居住はく奪のある子どもの方が、ない子どもよりも若干進学希望は低いものの、その関係性は比較的弱く、統

計的には 10%水準での有意性となっている。居住はく奪がある子どもにおいても、8 割以上は大学進学を希望していることがわかる。

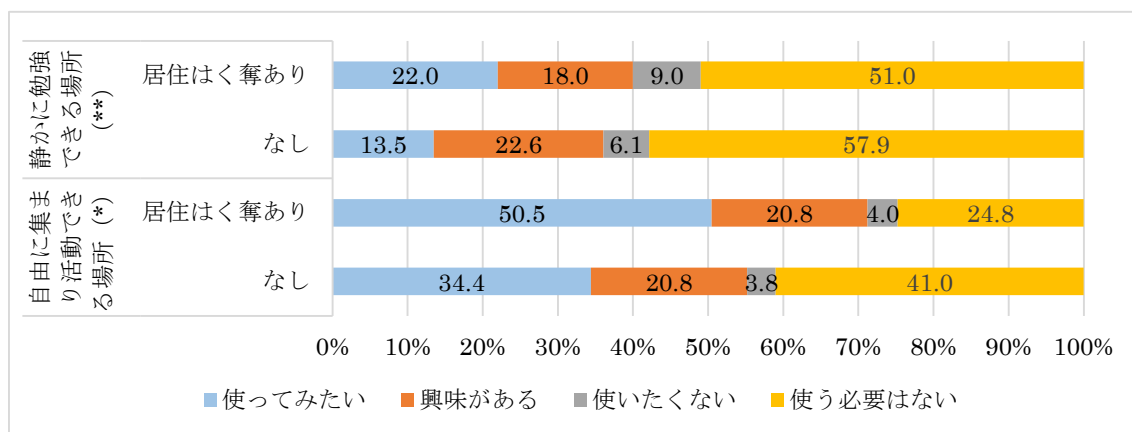
図表 4-4-4 居住はく奪と大学進学希望 (*)



また、居住はく奪の有無別に、子どもの居場所ニーズをみると (図表 4-4-5)、「静かに勉強できる場所」については、居住はく奪なしの子どもに比べて高い割合で、「使ってみたい」と答えていることがわかる。「興味がある」までを含むと、居住はく奪がある子どもの 40.0% が「静かに勉強ができる場所」のニーズがあると考えられる。

また、「自由に集まり活動ができる場所」については、居住はく奪がある子どもの 50.5% が「使ってみたい」と答えている。この割合は、居住はく奪がない子どもの 34.4% に比べて大幅に高い。

図表 4-4-5 居住はく奪と居場所ニーズ (*)



5. 考察

以下に、本章の分析から得られた知見をまとめ、そこからの考察を述べる。まず、居住形態に着目すると、持ち家に比べて賃貸住宅の方が、家賃平均が高い。そして、生活困難度別にみても、困窮層・周辺層の方が、賃貸住宅に住んでいる割合が高いことがわかった。次に、家賃負担率に着目することで、家賃が家計にどのような影響を与えているのかを分析する。まず、家賃負担率 20%以上の世帯は全体のおよそ 25%であった。住居形態別に家賃負担率をみると、民間賃貸住宅は持ち家や都営・公社住宅に比べて家賃負担率が高い傾向にあった。また、生活困難度別や世帯類型別にみても、家賃負担率は生活困難と世帯類型と関連があることがわかった。そして、家計赤字や衣類、食料を買えなかった経験、通塾経験については、いずれにおいても高家賃負担かつ賃貸住宅に住む世帯が最も困難を抱えていた。さらに、ひとり親世帯の方が高家賃負担率で過ごしている割合が高いことが明らかになったことから、ひとり親世帯であることは上記の困難をより深刻にすることが予想される。

人々の暮らしにおいて、住居というのは最も基礎的かつ大きな出費であるという点で、人々の生活を規定している。本章の分析から示されたことは、賃貸住宅であるのかという点と、その家賃負担がどの程度であるのか、ということが人々の生活を規定する分水嶺になりうるということである。近年、子どもの生活において教育的な支援や居場所支援といったソフト面での支援政策が充実される傾向にある。しかし、ソフト面と同等あるいはそれ以上に人々の暮らしのハード面である住居に焦点を当てた支援を行うことも求められると考えられる。具体的には、賃貸住宅に住み家賃負担率が高い世帯を対象にした、家賃の軽減を行うような支援が求められる。

次に、子どもの住居と生活について検討した。今回の調査の中では子ども自身に自分の部屋があるか、勉強部屋があるかを尋ねている。保護者にとっては家賃負担率が暮らしの規定要因となるが、子どもにとっては自身のパーソナルスペースの有無や目的に応じた住空間をデザインできるかが重要な要素となることは想像に難くない。本章では、主に学習に関する項目とニーズについての分析をおこなった。分析の結果明らかになったのは、居住のはく奪がある子どもにおいても大学進学希望率は高く、また、「静かに勉強できる場所」などの居場所の利用ニーズが特に高いことであった。

このことから、子どもへの支援として居場所支援の拡充や自習室などの勉強を行うスペースの設置・拡大が必要であることがわかる。そして、その必要性は 16—17 歳の高校生年齢だけでなく、それ以前の子どもたちにとっても重要な支援となるだろう。第 3 章で述べたように、日本の場合、高校は義務教育に比べてはるかに学力を基礎とした選抜により層化さ

れている。そのため、現時点での回答はすでに選抜を済ませた子どもたちによるものである。そのことを踏まえると、この時点に至るまでに居住のはく奪が持っていた影響力に目を向ける必要があるだろう。したがって、上述の家賃支援制度に加えて、子どものパーソナルスペースを確保することができるような支援が重要である。たとえば、多子世帯においては、その重要性が増すことが考えられ、逆にひとり親世帯で有意な差が確認できなかったのは、そもそも親が働きに出ていることで、日中子ども自身しか家にいないことにより勉強スペースが確保できてしまっているということも考えられるかもしれない。子どもの居住はく奪という視点は、今後の調査においてより実証的にその影響が確かめられる必要があるという点を指摘しておきたい。